

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法または商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※お客様へ

この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることをご確認ください。そうでない場合は弊社管理部までご連絡ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

- 本取引は、法令・諸規則により取引の内容や想定される損失額について、お客様に対して十分にご説明することとされています。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社営業部又は管理部までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関や相談センターにおける苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

日本商品先物取引協会・相談センター 電話番号 03-3664-6243

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家または特定委託者に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合
- ・外国証券売買取引は、店頭デリバティブ取引には該当しません。

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

サクソバンク証券株式会社

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長(金商)第239号、商品先物取引業者

〒106-6036 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー36F

電話：03-6701-4601

契約締結前交付書面
(取引説明書)外国為替証拠金取引
貴金属証拠金取引外国為替オプション取引
貴金属オプション取引株価指数CFD取引
個別株CFD取引
債券CFD取引
その他証券CFD取引
商品CFD取引国内株価指数先物取引
海外株価指数先物取引
海外商品先物取引

外国証券売買取引

| G67_20240603

この契約締結前交付書面（取引説明書）は2024年6月3日付であり、これより前のバージョンはこの契約締結前書面（取引説明書）に差し替えられます。最新の取引約款と併せてお読みください。契約締結前書面（取引説明書）と取引約款は、今後も都度変更されることがあります。最新の取引説明書、取引約款は当社ウェブサイトにてご覧になれます。お客様におかれましては、最新の取引説明書、取引約款その他の補足文書、資料及び更新のご案内等を、必ずご参照ください。

サクソバンク証券株式会社

この契約締結前交付書面兼取引説明書（以下「本取引説明書」といいます。）は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 に基づき、又は商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条に基づきお客様に交付する書面です。この書面には、以下の取引を行う上でのリスク（危険性）や留意点、また取引のしくみや規則等が記載されています。これらの取引を行うにあたっては、あらかじめ本取引説明書を十分にお読みいただき、ご不明な点等は当社管理部までご連絡ください。

1. 金融商品取引法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券等の売買取引
 - ・外国証券の売買取引
2. 金融商品取引法第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引
 - ・株価指数先物取引（国内金融商品市場に上場しているものに限る。）
3. 金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引
 - 同項第 1 号に規定する取引
 - ・外国為替証拠金取引
 - 同項第 2 号に規定する取引
 - ・株価指数 C F D 取引、個別株 C F D 取引、債券 C F D 取引、その他証券 C F D 取引
 - 同項第 3 号に規定する取引
 - ・外国為替オプション取引
4. 金融商品取引法第 2 条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引
 - ・株価指数先物取引
5. 商品先物取引法第 2 条第 13 項に規定する外国商品市場取引
 - ・海外商品先物取引
6. 商品先物取引法第 2 条第 14 項に規定する店頭商品デリバティブ取引
 - ・商品 C F D 取引、貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引

これらの取引（下記の「リスク等重要事項について」では「本取引」といいます。）は、元本や利益が保証された取引ではなく、取引対象の価格の変動等により損失が生じることがあります。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。さらに、証拠金取引では損失の額が当社にお預けいただく金銭の額に限定されず、それを上回る可能性もあります。したがって、お客様が本取引ならびにそれらに係る総合的な取引を開始される場合又は継続して行われる場合には、本取引説明書のみでなく、取引のしくみやリスクについて十分にご研究いただき、お客様自身が、お取引に関する知識、経験、資力及び投資の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

【本取引説明書における表記】

1. 取引約款とは、外国為替証拠金取引、外国為替オプション取引、株価指数 C F D 取引、個別株 C F D 取引、債券 C F D 取引、その他証券 C F D 取引、商品 C F D 取引、貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引、国内株価指数先物取引、海外株価指数先物取引、海外商品先物取引、外国証券売買取引の各取引並びにそれらに係る総合的な取引用に当社が作成した最新の取引約款をさします。
2. 取引所に上場された投資信託を E T F と表記します。

3. 上場投資証券（指標連動証券）をETNと表記します。
4. 株価指数CFD取引、個別株CFD取引、債券CFD取引、その他証券CFD取引を合わせて証券CFD取引と表記します。
5. 当社がお客様に提供する電子的取引のシステムを取引ツールと表記します。
6. 米国ドルはUSD、英国ポンドはGBP、ユーロはEUR、オーストラリアドルはAUD、カナダドルはCAD、ニュージーランドドルはNZD、シンガポールドルはSGD、香港ドルはHKD、スイスフランはCHF、チェココルナはCZK、ポーランドズウォティはPLN、ハンガリーフォリントはHUF、デンマーククローネはDKK、スウェーデンクローナはSEK、ノルウェークローネはNOK、南アフリカランドはZAR、オフショア人民元はCNHと表記します。
7. 国内株価指数先物取引、海外株価指数先物取引及び海外商品先物取引を合わせて単に先物取引と表記します。
8. ご不明な用語等は本取引説明書の該当箇所や「第6章 共通事項—【16】取引に関する用語集」をご参照ください。

リスク等重要事項について

【1】リスクに関する事項

■元本欠損のおそれ

本取引は、以下に掲げる取引の種類に対応した指標の変動により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。これらの指標とされる価格や指数は、当該取引の原資産となる又は当該取引の対象となる有価証券、商品および不動産等に係る取引相場、当該取引の原資産となる又は当該取引の対象となる有価証券発行体の収益性や財務状況、市場の金利動向、通貨の価格、各国の経済情勢や政治情勢、天変地異等の様々な要因により、変動します。損失は、個々の取引開始時に比べて各指標がお客様にとって不利な方向に変動した場合に発生します。また、取引の種類によっては、後述するスワップポイント、資金調達金利、オーバーナイト金利、キャリングコスト、借入金利、配当等調整金によって損失や費用の負担が発生する可能性があります。

| 取引の種類 | 指 標 |
|-----------------------|--|
| 外国為替証拠金取引 | 外為インターバンク市場のスポット取引の価格 |
| 貴金属証拠金取引 | 貴金属スポット取引市場における貴金属の価格 |
| 外国為替オプション取引 | 外国為替証拠金取引を対象とする外国為替オプションの価格 |
| 貴金属オプション取引 | 貴金属証拠金取引を対象とする貴金属オプションの価格 |
| 株価指数CFD取引 株価指数先物取引 | 日本を含む世界の主要証券取引所における以下の指数又は価格 ・株価指数 ・株価指数を対象としたETF（ただしレバレッジのかかったものを除く）の価格 |
| 個別株CFD取引 | 世界の主要証券取引所における個別株並びにETFの価格 |
| 債券CFD取引 | 世界の主要証券取引所における以下の価格 ・債券の価格 ・債券を対象としたETF（ただしレバレッジのかかったものを除く）の価格 |
| その他証券CFD取引 | ・世界の主要証券取引所におけるETF（ただし枠内上記を除く）の価格 ・株価指数先物等の価格 |
| 商品CFD取引 海外商品先物取引 | 世界の主要先物取引所における商品先物の価格 |
| 外国証券売買取引 | 世界の主要証券取引所に上場されている株式、ETF又はETN等の有価証券の価格 |

※CFD、ETFの価格は指標の価格に連動しますが、完全に同一というわけではありません。

※以下、各取引においては、価格形成の指標となる金融取引、金融商品、指数、先物取引、商品価格等をその取引における原資産といたします。

■元本超過損のおそれ

本取引（外国為替オプション取引及び貴金属オプション取引のそれぞれ買いの場合並びに外国証券売買取引を除きます。）では、お客様が当社に預託した金銭である取引証拠金よりも多額の取引を行うことが可能であるため、利益又は損失の額がそれに比例して大きくなります。「元本欠損のおそれ」で述べた理由により損失が発生し、当該取引を決済しないまま損失が拡大した場合、損失の額が取引証拠金の額を上回る可能性があります。

■自動ロスカット

本取引（外国為替オプション取引及び貴金属オプション取引のそれぞれ買いの場合及び外国証券売買取引を除きます。）では、取引対象の価格変動によりお客様の建玉について評価損が発生するなどして、取引証拠金の使用率が当社の定める一定の基準に達した場合は、当社はお客様に事前に通知することなく、当社の任意の方法により未約定の注文すべてを失効し、お客様の建玉全部を成行注文によって自動的に反対売買します。これを自動ロスカットといいます。自動ロスカットによって確定した損失についてもお客様が責任を負います。自動ロスカットの注文が執行されるタイミングや市場環境等によっては、お客様が差し入れている取引証拠金の額以上の損失が生じ、取引証拠金の残高が不足する可能性もあります。この場合でも、その決済で確定した損失についてはお客様が責任を負います。なお、自動ロスカットはサブ口座単位で行われます。

*お客様のお取引はお客様が当社に開設した取引口座を通じて行われますが、取引口座は取引の種類ごとに区分された複数のサブ口座で構成されます。また、サブ口座のうち当社が指定する一つがメイン口座に設定され、お客様と当社の間における資金のやり取り等を行う口座となります。当社は原則としてメイン口座に外国為替証拠金取引用のサブ口座を指定しますが、例外もあります。

■強制決済

先物取引では、各サブ口座の時価評価額が維持証拠金を下回り、お客様が必要な資金を当社が指定する日時までに追加されない場合、又は当社が指定する取引最終日を越えてお客様が建玉を保有している場合は、当社は、お客様の意思に関わりなく当社の裁量により、お客様の計算において建玉の全部又は一部を決済します。当該決済によって確定した損失についてもお客様が責任を負います。

■契約終了

お客様が所定の日時までに必要な取引証拠金を差し入れ、又は預託しない場合や、取引約款の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合、あるいは取引約款に定めるその他の契約終了事由に該当した場合は、当社はお客様が損失を被った状態でおお客様の建玉の一部又は全部を決済することがあります。当該決済によって確定した損失についてもお客様が責任を負います。

■評価損の限度額

取引口座の評価損（評価益がある場合は相殺します。）が10万ユーロ相当額以上になると、当社は取引口座内の建玉の一部又は全部を決済するなどして、評価損を実現損へ振り替える処理を行うことがあります。当該処理の実施に係る判断並びに処理方法の決定は当社が独自に行いますが、実施する場合は事前にお客様へ通知します。当該

処理によって確定した損失についてもお客様が責任を負います。

■決済期限等

先物取引を原資産とした株価指数CFD取引、債券CFD取引及び商品CFD取引の限月、最終売買日、清算日及び清算値は、原資産の限月、最終売買日、清算日及び清算値に準じます。先物取引における最終取引日は、各取引所が定める最終売買日を基準として、当社が独自に定めるものとします。したがって、取引所が定める現地時間の最終売買日等が必ずしも最終取引日又は最終決済期限とはなりませんので、ご注意ください。

先物取引を原資産としない株価指数CFD取引、個別株CFD取引、債券CFD取引、その他証券CFD取引及び商品CFD取引では、原則として最終決済日といった決済期限はありません。ただし、株式併合、株式分割等の権利処理等が行われる場合又は当社において決済期限の必要が生じた場合は、決済期限が設定されることがあります。外国為替オプション取引と貴金属オプション取引の権利行使は、あらかじめ定められた有効期限（満期日）にのみ行うことができます。

■為替レート

各サブ口座における預り金（円、ドルもしくは他通貨）の通貨（以下「口座通貨」といいます。）と当該サブ口座における取引等に係る銘柄または建玉の通貨（以下「指定通貨」といいます。）が異なる場合は、買付けの際には口座通貨を指定通貨に転換して買付け、売付けの際には売却代金を口座通貨に転換します。為替相場（口座通貨と指定通貨の交換レート）の変動により、買付けの際に比べて売付けの際に当該通貨間で口座通貨高となっていた場合には、為替差損が生じます。

■流動性

取引対象や原資産が取引される市場は、世界各国の経済や政治の情勢、規制、事故、天災地変、紛争、政変、需給関係、他の金融市場の動向等の様々な要因に影響を受けます。そのような状況の変化によっては、市場の流動性が低下し、新規のお取引あるいは建玉を決済することが困難あるいは不可能なことがあります。特に外国為替証拠金取引において取引量の少ない通貨や、個別株CFD取引の売り注文（新規・決済とも）、取引時間外（「プレマーケット」および「アフターマーケット」）については注意が必要です。

また、オプション取引では、有効期限までの残存期間が短くなると転売及び買戻しが制限され、為替市場の状況によっては、注文が受け付けられない場合があります。外国証券売買取引でも、その銘柄の取引量に対して過度に大きな注文（特に成行注文）を出した場合、取引所のルール等によって取次先が注文を受け付けない場合があります。

■システム

取引に関連したシステム（お客様、当社、カバー取引先（後述。先物取引及び外国証券売買取引を除きます。）、先物取引及び外国証券売買取引に関しては取次ぎ先及び取引所、通信会社及び並びにプロバイダー等の通信回線、通信機器、コンピュータ又はソフトウェア等）の不具合などにより、一時的又は一定期間にわたって注文の発注、

執行、確認、取り消しなどが行えない可能性があります。

■注文

1. 「逆指値注文（成行）」又は「逆指値注文」は、取引対象の価格が指定価格に達した場合に成行注文として執行されるため、指定価格と約定価格に差が生じる場合があります。またそれによって決済時の損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
2. 「逆指値注文（指値）」又は「ストップリミット注文」は、取引対象の価格が指定価格に達した場合に指値注文として執行されるため約定しない場合があります。またそれによってお客様の意図した決済が行えない可能性があります。

*詳細は「第6章 共通事項－【3】注文方法」をご参照ください。

■取引態様

先物取引及び外国証券売買取引を除く取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文は当社が相手方となって成立させます（以下これらの取引を「店頭取引」といいます。）。店頭取引では取引所への取次ぎは行われません。ただし、当社のお客様との取引から生じるリスクを相殺するためにカバー取引を次の業者と逐一自動的に行います。

サクソバンク（当社の100%親会社。英語表記：Saxo Bank A/S）

- ・主たる業務内容：金融デリバティブ取引サービスの提供
- ・本店所在地：デンマーク王国コペンハーゲン
- ・監督官庁：デンマーク金融庁

先物取引及び外国証券売買取引については、お客様から委託を受けた注文をサクソバンクに対して当社が取次ぎ、取次ぎ先は自身が会員である取引所へお客様の注文を媒介、取次ぎ又は代理（以下「取次ぎ等」といいます。）するか、あるいは取次ぎ先が会員でない取引所については、さらに委託注文に係る取引所の会員に対して取次ぎ等することにより行います。

■カバー取引

カバー取引とは金融商品取引業等に関する内閣府令第94条第1項第1号又は商品先物取引法施行規則第105条第1項第1号において定義される取引です。本取引（先物取引及び外国証券売買取引を除きます。）はお客様と当社の相対取引ですが、その成立は対応するカバー取引が成立することを必要条件とします。

■信用状況

当社及びサクソバンク（カバー取引先又は取次ぎ先）、先物取引又は外国証券売買取引に関してはサクソバンクが取次ぎ等を行う取引所の会員若しくは取引所、又は当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、取引証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、又は困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。また、サクソバンク、サクソバンクが取次ぎ等を行う取引所の会員又は取引所カバー取引先を規制する法令規則等の影響を受ける可能性があります。

【2】手数料等及びその他に関する事項**■取引口座の開設・維持に係る手数料**

取引口座の開設に係る手数料及び維持に係る手数料はともに無料です。

■取引に係る手数料**①外国為替証拠金取引**

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。

②証券CFD取引**● 原資産をETFとしない株価指数CFD取引**

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。

● 個別株CFD取引

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。

● 上記を除く証券CFD取引

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。

③外国為替オプション取引・商品CFD取引

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。

④貴金属証拠金取引

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。ただし、当社が定める取引数量未満の注文が約定した場合は数量に係らず1取引（片道）当たり11USD相当のミニマムチャージが課金されます。

⑤貴金属オプション取引

手数料は売／買、新規／決済の別にかかわらず無料です。ただし、当社が定める取引数量未満の注文が約定した場合は数量に係らず1取引（片道）当たり11USD相当のミニマムチャージが課金されます。

⑥先物取引

売買手数料と取引所手数料が新規／決済のそれぞれで課金されます。売買手数料は決済通貨ごとに注文単位当たりで定められており、取引が約定した際には、次の3つのアカウントステージのうち、お客様が適用されたアカウントステージの手数料を支払っていただきます。アカウントステージはサクソ優待プログラム*の達成状況に基づいて決定され、取引ツールを通じて確認することができます。

取引所手数料は取引所が定める手数料で、銘柄ごとに異なります。個別の取引手数料及び取引所手数料は取引ツールに掲載していますので、お取引に当っては必ずご自身でご確認ください。以下は代表的な先物の例です。

※サクソ優待プログラム：お取引や預り金などに応じて3つのアカウントステージを用意しております。アカウントステージがアップすると各種優遇サービスを受けただけのプログラムです。

1枚あたり(税込)

| アカウントステージ 決済通貨 | クラシック | プラチナ | VIP |
|-------------------|--------|--------|--------|
| USD | 3.3USD | 2.2USD | 1.1USD |
| EUR | 3.3EUR | 2.2EUR | 1.1EUR |
| GBP | 3.3GBP | 2.2GBP | 1.1GBP |
| JPY | 1,100円 | 880円 | 770円 |

⑦外国証券売買取引

お客様が適用されたアカウントステージの「取引金額×一定料率」又は「取引数量×一定金額」で求めた手数料が一回の取引ごとに課金されます。ただし、手数料の合計額が当社の定める最低手数料に満たない場合は、手数料に代えて最低手数料を徴収させていただきます。また、取引所手数料等の追加費用がかかる場合があります。当社でお取引が可能な主な取引所は以下の通りですが、手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料は取引所や銘柄などによって変更される場合がありますので、お取引にあたっては必ずご自身で取引ツールにてご確認ください。

取引金額あたり(税込)

| アカウントステージ 取引所 | クラシック | プラチナ | VIP |
|------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ニューヨーク証券取引所 | 0.088% 最低手数料 1.10USD | 0.055% 最低手数料 1.10USD | 0.033% 最低手数料 1.10USD |
| BATS BZX 取引所 | | | |
| NASDAQ | | | |
| NYSE Arca | | | |
| NYSE American | | | |
| ロンドン証券取引所 | 0.088% 最低手数料 3.30GBP | 0.055% 最低手数料 3.30GBP | 0.033% 最低手数料 3.30GBP |
| ユーロネクスト・パリ | 0.088% 最低手数料 2.20EUR | 0.055% 最低手数料 2.20EUR | 0.033% 最低手数料 2.20EUR |
| ドイツ取引所 | 0.088% 最低手数料 3.30EUR | 0.055% 最低手数料 3.30EUR | 0.033% 最低手数料 3.30EUR |
| フランクフルト証券取引所 | | | |
| ストックコネクト(上海・深セン) | 0.088% 最低手数料 16.50CNH | 0.055% 最低手数料 16.50CNH | 0.033% 最低手数料 16.50CNH |
| 香港証券取引所 | 0.088% 最低手数料 16.50HKD | 0.055% 最低手数料 16.50HKD | 0.033% 最低手数料 16.50HKD |

なお、改正・EU株主権利指令（以下、「SRD II」という。）のもと、お客様が欧州上場企業等の株主と見做された場合は、当社が提供する議決権行使代行サービスを利用して議決権が行使できます。本サービスは有料となりますが、料金は当社の取引ツール内で行われる当該議決権行使代行サービス画面内等にてご確認ください。

■スプレッド

本取引（先物取引及び外国証券売買取引を除きます。）では、売り価格と買い価格にスプレッド（価格差）があり、お客様から見た買い価格（アスク又はオファー）はお客様から見た売り価格（ビッド）よりも高くなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下したりするなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができなくなることがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

*売り価格と買い価格を同時に提示する方式2ウェイプライスと言います。

■スワップポイント

外国為替証拠金取引及び貴金属証拠金取引では、建玉を翌日に持ち越した場合にスワップポイントの受け取り又は支払いが発生します。スワップポイントは取引対象である通貨の金利や貴金属リースレート等に連動しており、通貨や貴金属の組み合わせごとに異なりますが、通常は受け取り額よりも支払い額の方が多く、金利又はリースレートの変動により受け取りから支払いに転じることもあります。実際のスワップポイントは取引ツールにてご確認ください。

■資金調達金利

外国為替証拠金取引及び貴金属証拠金取引では、評価損益のある建玉を翌日に持ち越した場合に、資金調達金利の受け取り又は支払いが発生します。基本的には評価益の場合は受け取り、評価損の場合は支払いとなりますが、受け取り額よりも支払い額の方が多くなります。また、当該金利は短期市場金利に連動し、評価益があっても受け取り額がゼロとなるケースが発生します。実際の資金調達金利は取引ツールにてご確認ください。

■オーバーナイト金利

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では、建玉を翌日に持ち越した場合にオーバーナイト金利の受け取り又は支払いが発生します。原則として、買い建玉の場合はお客様の支払いとなり、売り建玉の場合はお客様の受け取りとなります。ただし、オーバーナイト金利は当該建玉に係る原資産の通貨の金利や基準となる代替金利指標（Alternative Reference Rate 以下、「ARR」という。）等（以下「金利水準」といいます。）によって変動し、場合によっては売り建玉でもお客様の支払いとなることがあります。オーバーナイト金利がお客様の支払いの場合はお預かりしている取引証拠金から差し引かれ、受け取りの場合は加算されます。実際のオーバーナイト金利は取引ツールにてご確認ください。

■キャリングコスト

限月のある取引及び限月のある取引を原資産とするCFD取引では、建玉を翌日に持ち越した場合にキャリングコストの支払いが発生します。キャリングコストは当該建玉に係る原資産の取引証拠金や金利水準によって変動しますが、一例をあげると次のように計算されます。

- 取引証拠金：5,500USD
- 持越期間：5日
- USD ARR：1.00%

- 金利上乘せ分：1.50%
- キャリングコスト：5,500USD×5日×年率2.50%（1.00%+1.50%）÷360日（若しくは365日）=1.91USD

キャリングコストはお預かりしている取引証拠金から差し引かれます。実際のキャリングコストは取引ツールにてご確認ください。

■借入金利

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では、売り建玉を翌日に持ち越した場合に借入金利の支払いが発生することがあります。借入金利は金利水準や当該銘柄の需給関係によって変動し、お預かりしている取引証拠金から差し引かれます。借入金利が発生している銘柄は取引ツールにてご確認ください。

■配当等調整金

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では、建玉に対して配当等調整金の受け払いが発生する場合があります。売り建玉についてはお客様の支払いとなり、買い建玉についてはお客様の受け取りとなります。配当等調整金がおお客様の支払いの場合はお預かりしている取引証拠金から差し引かれ、受け取りの場合は加算されます。実際の配当等調整金は取引ツールにてご確認ください。

■両替コスト

本取引は口座通貨での決済となりますので、指定通貨が異なる銘柄のお取引は、売買損益、売買代金及び手数料等の両替コストにおいて為替相場の影響を受けます。また、口座通貨が異なるサブ口座間の資金移動についても、両替コストにおいて為替相場の影響を受けます。

■取引証拠金

本取引（外国証券売買取引を除きます。）を行うには、取引証拠金の預託が必要となります。取引証拠金の額は、先物取引を除いて、当社が価格変動率等を基準に定める計算式によって算出しますが、先物取引については、取引所が定める証拠金額を基準に当社が別途定めた金額となります。一部銘柄では、最低証拠金額が設定されています。取引証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。また、必要な取引証拠金は、銘柄等によって変わりますし、取引の状況や経済情勢、取引所の制度や法令諸規則の変更又は当社の判断等により変更することがあります。そのため、取引証拠金の追加預託等が必要となる場合があります。必要な取引証拠金は、当社ウェブサイトや取引ツールにてご確認ください。

■取引証拠金の管理

お客様からお預かりした取引証拠金・証券売買代金は、日証金信託銀行株式会社（東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号）への金銭信託により、当社固有の財産とは分離して管理されます。ただし、当該金銭信託はお客様が預託された当初の元本を保証するわけではなく、時価評価相当額を保全するものです。

■クーリングオフ

お客様の注文が執行された後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社（金融商品取引業者・商品先物取引業者）の概要

| | |
|------------|---|
| 商号 | サクソバンク証券株式会社 |
| 金融商品取引業者区分 | 第一種及び第二種 |
| 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 239 号 |
| 商品先物取引業者許可 | 経済産業省及び農林水産省 |
| 所在地 | 〒106-6036 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー36F |
| 加入自主規制機関 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会 |
| 加入投資者保護基金 | 日本投資者保護基金 *当社が取り扱う取引は、外国証券売買取引と国内株価指数先物取引を除いて、日本投資者保護基金の補償対象ではありません。 |
| 資本金 | 8億9000万円（2023年5月） |
| 主な事業 | 金融商品取引業、商品先物取引業 |
| 設立年月 | 平成18年4月 |
| 営業時間 | 平日（年末年始を除く）8:30-18:30 ※日本の金融機関が通常営業を行う日 |
| 連絡先 | フリーダイヤル：0120-007-390 携帯電話から：03-6701-4600（通話料有料） |
| ウェブサイト | https://www.home.saxo/ja-jp/ |
| 苦情受付窓口 | 当社ではお客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部署：営業部 ・ 電話：上記に同じ ・ 当社ウェブサイトの苦情フォーム ・ 当社取引ツールの苦情フォーム ・ 受付時間：当社営業時間内 <p>当社との商品先物取引についての苦情やトラブル等については、以下に従い、日本商品先物取引協会相談センターを利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話：03-3664-6243 ・ 受付時間：祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時 ・ 住所：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-11 日庄ビル6F |
| 苦情処理・紛争解決 | 当社の金融商品取引等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置として、当社契約の指定紛争解決機関（金融商品取引法に基づき金融庁長官が指定）である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ることもできます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話：0120-64-5005 ・ URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html ・ 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館 （平成29年4月1日以降：同区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館） ・ 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル |

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引 | |
| 1. 外国為替証拠金取引とは | 18 |
| 2. 貴金属証拠金取引とは | 18 |
| 3. 発注単位、最低取引数量、取引金額 | 18 |
| 4. スプレッド | 18 |
| 5. 取引証拠金 | 19 |
| 6. 最小変動幅 | 19 |
| 7. 決済方法 | 19 |
| 8. 自動ロスカット | 19 |
| 9. スワップポイント | 19 |
| 10. ロールオーバー処理 | 19 |
| 11. 取引時間 | 20 |
| 12. 建玉制限 | 20 |
| 第2章 外国為替オプション取引・貴金属オプション取引 | |
| 【1】オプション取引の基礎 | 21 |
| 1. オプション取引とは | 21 |
| 2. オプション取引の基本となる取引 | 21 |
| 3. 取引の流れ | 22 |
| 4. 権利行使のルール | 23 |
| 5. プレミアムの変動要因 | 23 |
| 【2】取引の方法 | 24 |
| 1. 取引コース | 24 |
| 2. スプレッド | 24 |
| 3. 買付け代金 | 24 |
| 4. 取引証拠金 | 24 |
| 5. 決済方法 | 25 |
| 6. 権利行使と権利放棄 | 25 |
| 7. スワップポイント | 25 |
| 8. ロールオーバー処理 | 25 |
| 9. 取引時間 | 25 |
| 第3章 株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引・商品CFD取引 | |
| 1. CFD取引とは | 26 |
| 2. 取り扱い銘柄 | 27 |
| 3. 取引単位 | 27 |
| 4. 取引金額 | 27 |
| 5. 取引証拠金 | 27 |
| 6. 最小変動幅 | 27 |
| 7. 決済方法 | 28 |
| 8. オーバーナイト金利・キャリングコスト・配当等調整金・借入金利 | 28 |
| 9. 建玉制限 | 28 |
| 10. ロールオーバー処理 | 29 |

| | |
|--|----|
| 11. 取引時間 | 29 |
| 12. コーポレートアクション | 29 |
| 第4章 株価指数先物取引・海外商品先物取引 | |
| 1. 先物取引とは | 31 |
| 2. 取引所及び取り扱い銘柄 | 31 |
| 3. 取引単位 | 32 |
| 4. 取引金額 | 32 |
| 5. 取引の期限と限月 | 32 |
| 6. 取引の一時中断 | 32 |
| 7. 値幅制限 | 32 |
| 8. 取引規制 | 32 |
| 9. 取引証拠金 | 32 |
| 10. 決済方法 | 33 |
| 11. ロールオーバー処理 | 33 |
| 12. 取引時間 | 33 |
| 13. 注意事項 | 33 |
| 14. 金融商品取引契約及び商品取引契約の概要 | 34 |
| 第5章 外国証券売買取引 | |
| 1. 外国証券売買取引の概要 | 35 |
| 2. 注文の執行について | 35 |
| 3. 売買代金について | 35 |
| 4. 外国証券の保管 | 35 |
| 5. お客様の権利 | 35 |
| 6. 取引所及び取り扱い銘柄 | 36 |
| 7. 取引単位 | 36 |
| 8. DRIP(配当金再投資)について | 36 |
| 9. 外貨又は円への転換について | 36 |
| 10. 株券の移管(入出庫)について | 36 |
| 11. 免責事項 | 37 |
| 12. 金融商品取引契約の概要 | 37 |
| 第6章 共通事項 | |
| 【1】取引ツール | 38 |
| 1. 取引ツールの種類 | 38 |
| 2. 注意事項 | 38 |
| 【2】取引証拠金と売買代金 | 38 |
| 1. 取引証拠金の差し入れ | 39 |
| 2. 必要証拠金と必要証拠金率 | 39 |
| 3. スワップポイントの取り扱い | 40 |
| 4. オーバーナイト金利・キャリングコスト・配当等調整金・借入金利の取り扱い | 40 |
| 5. 純資産の計算と証拠金使用率 | 40 |
| 6. 取引証拠金の返還 | 40 |
| 7. 証券CFD取引のルール | 41 |
| 8. 取引証拠金の保管 | 41 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 【3】注文方法 | 41 |
| 1. 注文形態 | 41 |
| 2. 注文の種類と機能 | 41 |
| 3. 注文の有効期限 | 44 |
| 4. スプレッド | 44 |
| 5. 表示価格の性格 | 44 |
| 6. スリッページについて | 44 |
| 【4】自動ロスカット | 44 |
| 1. しくみ | 44 |
| 2. 執行条件 | 44 |
| 3. 自動ロスカットの注意点 | 45 |
| 【5】評価損の限度額 | 45 |
| 【6】両建取引 | 46 |
| 1. 両建取引とは | 46 |
| 2. 店頭取引 | 46 |
| 3. 先物取引 | 47 |
| 【7】建玉の決済 | 47 |
| 1. 決済の方法 | 47 |
| 2. 差金決済に伴う金銭の授受 | 48 |
| 3. 不足金が発生した場合 | 48 |
| 【8】各種書面の電子交付 | 48 |
| 1. 電磁的方法による書面の交付 | 48 |
| 2. 確認事項 | 48 |
| 【9】リスク | 48 |
| 1. 本取引は投機的な取引です | 48 |
| 2. 市場と相場に関するリスク | 48 |
| 3. 異常レートに関するリスク | 49 |
| 4. 取引のしくみに関するリスク | 49 |
| 5. 取引システム等に関するリスク | 50 |
| 6. カバー取引に関するリスク | 51 |
| 7. 法規制リスク | 51 |
| 8. 非規制市場のリスク | 51 |
| 9. 発行者の信用リスク | 51 |
| 10. 当社の債務履行に関するリスク | 51 |
| 11. 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引に特有のリスク | 51 |
| 12. オプション取引に特有のリスク | 52 |
| 13. CFD取引に特有のリスク | 52 |
| 14. 先物取引に特有のリスク | 53 |
| 15. 外国証券に特有のリスク | 53 |
| 16. ETFに特有のリスク | 53 |
| 17. ETNに特有のリスク | 54 |
| 18. 評価損の限度額に関するリスク | 54 |
| 【10】送金手数料 | 54 |
| 1. 送金手数料 | 54 |
| 【11】税の取り扱い | 54 |
| 1. 収入と所得 | 56 |

| | |
|-------------------------|----|
| 2. 課税方式 | 56 |
| 3. 支払調書の提出 | 56 |
| 4. その他 | 56 |
| 【12】個人情報等の取り扱い | 56 |
| 1. 個人情報等の取り扱いについて | 56 |
| 2. 要配慮個人情報の取得・利用等について | 56 |
| 3. 外国にある第三者に対する個人データの提供 | 57 |
| 4. 通話の記録 | 57 |
| 【13】取引の開始と終了 | 57 |
| 1. 取引口座の開設 | 57 |
| 2. 取引証拠金又は売買代金の差し入れ | 58 |
| 3. 注文 | 59 |
| 4. 取引報告書の交付 | 59 |
| 5. 決済 | 59 |
| 6. 預り金の返還 | 59 |
| 7. 現金残高の維持 | 60 |
| 8. 取引口座の解約 | 60 |
| 9. インサイダー取引 | 60 |
| 10. 夜間・祝日のサポート | 60 |
| 11. 当社からの通知や報告 | 61 |
| 【14】会社概要 | 61 |
| 1. 会社概要 | 61 |
| 2. 沿革 | 61 |
| 3. 業務の内容及び方法の概要 | 62 |
| 【15】禁止行為 | 62 |
| 【16】取引に関する用語集 | 64 |

*目次はお客様の便宜のために掲載しており契約内容に影響を与えるものではありません。

第1章

外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引

外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引については、この第1章と「第6章 共通事項」をあわせてお読みください。なお、他社開発取引ツールの利用において、別途に約諾書や取引ルール等の文書がある場合は、必ずこれら文書を本取引説明書と合わせてご一読のうえ、その記載内容についてご理解ください。これら文書等に特に記載のない事項に関しては、本取引説明書の記載に従うものとします。

1. 外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引（以下「FX」といいます。）は、為替相場の変動を利用して利益を得ようとする取引です。ある通貨が安いときに買って高くなったときに転売すれば利益を得ることができます。また、ある通貨が高いときに売って値下りしたときに買い戻せば、やはり利益を得ることができます。一方、為替相場の予測を誤った場合は、損失を被ることとなります。

外国為替証拠金取引では、買い注文を出すにあたって総代金を用意する必要はなく、また、売り注文を出すにあたってその通貨を用意する必要もありません。かわりに取引を行ううえでの担保となる取引証拠金を当社に預託していただきます。こうしたしくみを証拠金取引といいます。取引の決済はすべて売買差金の受け渡しによって行われる差金決済方式で、実際に通貨の受け渡しを行うことはできません。

*転売（てんばい）とは、買い建玉を差金決済することです。

*買い戻し（かいもどし）とは、売り建玉を差金決済することです。

2. 貴金属証拠金取引とは

貴金属証拠金取引（以下「MX」といいます。）は、貴金属相場の変動を利用して利益を得ようとする取引で、基本的なしくみはFXと同様です。例えば、金が安いときに買って高くなったときに転売すれば利益を得ることができますし、金が高いときに売って値下がりしたときに買い戻しをすれば、やはり利益を得ることができます。一方、貴金属相場の予測を誤った場合は、損失を被ることとなります。MXでは、金/円（円建ての金相場）、金/ドル（ドル建ての金相場）などのペアが用意されていますが、FXにおける通貨どうしのペアと同じように扱われます。そのため、貴金属を一つの通貨とみなすと分かりやすいかもしれません。また、MXも、証拠金取引のしくみを採用しており、決済方法は差金決済のみで、実際に貴金属の受け渡しを行うことはできません。

以下第1章ではFXとMXをあわせて本取引と言います。また、第1章と第2章では通貨どうしのペアを通貨ペア、貴金属と通貨のペアを貴金属ペアと言います。

3. 発注単位、最低取引数量、取引金額

当社のFX、MXでは、組み合わせる通貨ごとに発注単位、最低限の取引数量（以下「最低取引数量」といいます。）が決められており、それよりも少ない数量での発注はできません。なお、本取引で想定される取引額面の総額を取引金額と言い、右の計算で求められます。取引金額 = 約定価格 × 約定数量

*通貨ペア、貴金属ペア、発注単位、最低取引数量は当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

*取引金額は一般的に想定元本とも呼ばれます。

4. スプレッド

当社は、通貨ペア、貴金属ペアごとに売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド、お客様から見た買い価格をアスク（又はオファー）と

いますが、ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。つまり、お客様にとっては買値のほうが売値よりも常に高い状態ですので、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下したりするなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができなくなることがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

5. 取引証拠金

取引を行うために預託していただく取引証拠金は、通貨ペア・貴金属ペアによって取引金額に対する一定の比率として定められています。通貨ペアの証拠金率は各コース共通です。詳しくは「第6章 共通事項—【2】取引証拠金と売買代金」をご参照ください。

6. 最小変動幅

当社が提示する為替相場や貴金属相場の最小変動幅は通貨ペア・貴金属ペアにより異なります。お取引にあたっては取引ツールでご確認ください。

7. 決済方法

未決済の建玉は、反対売買を行うことで決済することができます。詳しくは「第6章 共通事項—【7】建玉の決済」をご参照ください。

8. 自動ロスカット

本取引では自動ロスカットが採用されています。詳細については「第6章 共通事項—【4】自動ロスカット」をご参照ください。

9. スワップポイント

9-1. スワップポイント

FXでは、建玉を翌日に繰り越す際に通貨間の金利差等を調整するため、未決済の建玉についてはスワップポイントの受け払いが発生します。通常は、金利が高いほうの通貨を買い持ちした場合、又は低いほうの通貨を売り持ちした場合は受け取り、逆の場合は支払いとなります。スワップポイントの額は主に各通貨の短期金利の動向によって変動し、それゆえ受け取りから支払いにも変わります。また、通貨ペアによっては買い持ちでも売り持ちでも支払いとなる場合がありますので、日々のスワップポイントについては、取引ツールでご確認ください。

MXでは、貴金属の貸し借りをを行う貴金属リース市場というものがあり、ここではリースレートと呼ばれる貸借料が発生します。貴金属ペアではこのリースレートと通貨の金利の差に起因して、やはりスワップポイントが発生します。貴金属ペアでは買い持ちの場合も売り持ちの場合も支払いとなることが少なくありませんので、注意が必要です。

9-2. 資金調達金利

FX及びMXでは、評価損益のある建玉を翌日に持ち越した場合に、資金調達金利の受け取り又は支払いが発生します。基本的には評価益の場合は受け取り、評価損の場合は支払いとなりますが、受け取り額よりも支払い額の方が多くなります。また、当該金利は短期市場金利に連動し、評価益があっても受け取り額がゼロとなるケースが発生します。日々の資金調達金利については、取引ツールでご確認ください。

10. ロールオーバー処理

ロールオーバー処理では主に以下の処理が行われます。

- ①決済されていない建玉は翌営業日に繰り越されます。
- ②受け取りのスワップポイント（資金調達金利を含む。以下この章で同じ。）は取引証拠金に加算され、支払いのスワップポイントは取引証拠金から差し引かれます。

③手数料等が課金される場合は取引証拠金から差し引かれます。

11. 取引時間

FXの取引時間は、基本的に月曜日のニュージーランド市場開始時から土曜日のニューヨーク市場終了時まで、途切れることなく続きます。その間、ロールオーバー処理中でも取引ツールは稼動しております。ただし、ロールオーバー処理開始時点の5分間程度は価格の配信が中断しますので、この間は取引の執行が停止します。ただし、流動性の低い通貨ペアなどは取引時間がある程度制限されます。また、主要市場の休みなどによっても変更される場合がありますので、取引時間については当社ウェブサイトでご確認ください。なお、本取引の取引時間はインターバンク市場と連動していますが、インターバンク市場の取引時間は取引所のように厳密に決まっているわけではありません。上記の開始時と終了時も一定の時刻をさすものではありませんのでご注意ください。

12. 建玉制限

本取引では、お客様が保有できる建玉の上限金額が定められています。この上限金額は、通貨ペアごと、貴金属ペアごとに設けられた個別の上限と、すべての建玉の合計に対して設けられた全体の上限があります。個別の上限については、当社ウェブサイトにも金額を掲載していますので、お取引に際してはお客様ご自身でご確認ください。全体の上限については、標準の設定では2500万USD相当額です。

当社は、これらの上限を適宜見直して変更することがあります。その場合はできるだけ事前に通知できるよう留意しますが、国際情勢や為替市場の急変時にはお客様に対して予告することなく実施することもあります。あらかじめご了承ください。

第2章

外国為替オプション取引・貴金属オプション取引

外国為替オプション取引と貴金属オプション取引（以下、これらを合わせて単にオプション取引といいます。）については、最初に「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引」をお読みいただいたうえで、この第2章と「第6章 共通事項」をあわせてお読みください。なお、当社が取り扱うオプションはすべてプレーンバニラ（最も一般的で基本的な仕様のオプション）です。また、他社開発取引ツールの利用において、別途に約諾書や取引ルール等の文書がある場合は、必ずこれら文書を本取引説明書と合わせてご一読のうえ、その記載内容についてご理解ください。これら文書等に特に記載のない事項に関しては、本取引説明書の記載に従うものとします。

【1】オプション取引の基礎

1. オプション取引とは

一般にオプションとは、『将来の一定期日に、一定価格で、特定の前資産を売付ける又は買付ける権利』のことです。外国為替オプション取引ではFXにおける通貨ペアが原資産となり、貴金属オプション取引ではMX（貴金属証拠金取引）における貴金属ペアが原資産になります。権利を行使すると、FX又はMXの建玉を保有することになるわけです。

*オプション取引の原資産はFX、MXのうちの主要ペアに限られます。

将来の一定期日のことを「有効期限」「満期日」又は「権利行使日」、一定価格のことを「権利行使価格」又は単に「行使価格」といいます。「ストライクプライス」も同じ意味です。これらは注文時に当社が定める一定条件の中から選択することができます。買い建玉を持つことができる権利は「コールオプション」又は「バニラコール」、売り建玉を持つことができる権利は「プットオプション」又は「バニラプット」、オプションの取引価格（値段）のことを「プレミアム」といいます。

以下、第2章【1】～【3】では外国為替オプション取引をFXオプション取引、貴金属オプション取引をMXオプション取引、FXオプション取引とMXオプション取引をあわせて本取引、FX及びMXを原取引、コールオプションをコール、プットオプションをプットと言うことにします。

2. オプション取引の基本となる取引

FXやMXでは、値上りすると思えば買いから入り、値下がりすると思えば売りから入るという二通りの選択肢がありますが、オプション取引では基本として次の四通りの選択肢があります。また、これらを組み合わせて多様な取引戦略を構築することができます。

| | | |
|---|------------|-------------------------|
| 1 | コールを買付ける取引 | 原資産の価格が値上がりすると予想する場合に選択 |
| 2 | プットを売付ける取引 | |
| 3 | プットを買付ける取引 | 原資産の価格が値下がりすると予想する場合に選択 |
| 4 | コールを売付ける取引 | |

上の四つの中からどれかを選択して取引を開始すると、オプション取引の建玉を持つことになります。建玉の評価額は常に変動しますので、その状況を見ながら決済を行うわけです。決済の方法としては、原取引同

様に転売若しくは買い戻しによる差金決済が可能でし、権利行使という選択肢もあります。

以下、オプションを買付ける側を買方（かいかた）、売付ける側を売方（うりかた）と言います。

3. 取引の流れ

3-1. オプションを買付ける場合

3-1-1. 取引の開始

オプションを買付ける場合は、買付け代金を支払うこととなります。買付け代金は、買い価格に取引数量をかけた額です。例えばドル/円のオプションで、買い価格が1円、取引数量が10万ドルの場合、買付け代金は1円×10万ドル=10万円となります。お客様は当社に10万円を支払って、有効期限内、一定の価格で、原取引に建玉を持つことができる権利を有することとなります。なお、この取引では10万円が、お客様が被る可能性のある売買差損の上限となります。

オプションを買付けた直後はどのような状態でしょうか。お客様があらかじめ当社に預託された取引証拠金から買付け代金が差し引かれることとなりますが、買付けたオプションには価値がありますので、純資産はスプレッド相当分だけ減少した状態となります。その後は、原資産の値動きやボラティリティ等の変動に応じてオプションの価値も変動し、純資産もそれにあわせて変動します。

*本取引も原取引と同様に売り価格と買い価格を常に同時に提示する2ウェイプライスを採用しています。

*オプションの評価額は純資産に算入されますが、取引証拠金に充当できない部分があります。

*ボラティリティとは原資産の価格変動の度合い（激しさ）のことです。

3-1-2. 利益となる場合

オプションを買付けた後、原資産の値動きやボラティリティが期待通りの動きをすると、プレミアムが上昇しますので、そのときに転売すれば利益を確定することができます。すなわち買い価格と売り価格の差に取引数量を掛けた金額が売買差益となるわけです。また転売せずに保持し、権利行使日に権利を行使して原取引に移行することもできます。原取引では取引期限が特にありませんので、長期保有することも可能です。

3-1-3. 損失となる場合

オプションを買付けた後、原資産の値動きやボラティリティが期待に反した動きをすると、あるいは時間が経過すると、プレミアムが下落します。そのときに転売すれば損失が確定します。そのまま利益が出ない状態で有効期限を迎えた場合は、権利が消滅して取引は終了します。つまり買付け代金そのまま損失ということになります。

3-2. オプションを売付ける場合

3-2-1. 取引の開始

オプションを売付ける場合は、売付け代金を当社から受け取ることとなります。売付け代金は売り価格に取引数量をかけた額となります。例えばドル/円のオプションで、売り価格が1円、取引数量が10万ドルの場合、売付け代金は1円×10万ドル=10万円となります。お客様は当社から10万円を受け取って、有効期限内に一定の権利行使価格で、原取引に建玉を保有することができる権利を当社に与えることとなります。なお、この取引では10万円がお客様が得られる可能性のある売買差益の上限となります。

オプションを売付けた直後はどのような状態でしょうか。売付け代金はすぐにお客様の取引口座に加算されます。ただし、売り建玉の時価評価額はマイナスとなっており、純資産はスプレッド相当分だけ減少した状態となります。その後は、原資産の値動きやボラティリティ等の変動に応じてオプション価格も変動し、純資産もそれにあわせて変動します。

3-2-2. 利益となる場合

原資産の値動きやボラティリティが期待通りに動くと、あるいは時間が経過すると、プレミアムが値下がりしますので、その時に買い戻しを行えば利益が確定します。すなわち売付け価格と買い戻し価格の差に取引数量を掛けた額が売買差益となるわけです。また、売付けたオプションが権利行使できない状態で有効期限を迎えた場合は、権利が消滅し、売付け代金がそのまま利益となります。

3-2-3. 損失となる場合

原資産の値動きやボラティリティが期待とは反対の方向に動くとプレミアムが値上がりし、建玉のマイナ

ス評価が増加します。早めに損切りするのであれば、買い戻して損失を確定させます。買い戻しをせずにそのまま保持した場合、建玉の時価評価損が当社の定める自動ロスカットの水準に達すると、自動的に買い戻しが行われます。すなわち、本取引で売建てる場合は、原取引と同様に自動ロスカットが採用されているわけです。

また、売付けたオプションが権利行使できる状態で有効期限を迎えた場合は、原則として権利行使が行われ、原取引に建玉を持つこととなります。

4. 権利行使のルール

一般的にオプション取引の権利行使については、いつでも権利行使ができるアメリカンタイプ、取引最終日等に限定されているヨーロピアンタイプ、またそれらの折衷となるタイプがありますが、本取引は有効期限のみ権利行使可能なヨーロピアンタイプです。

有効期限は、お客様が新規に建玉するときに、当社が提示する期間の範囲において選択することができます。この期間は基本的に1日程度から1年程度ですが、予告なく変更されることがありますのであらかじめご注意ください。

4-1. 権利行使の前提条件

買方が権利行使を行うためには、有効期限に本質的価値があることが必要条件となります。すなわち、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。その場合は、有効期限に自動的に権利行使が行われます。本質的価値がない場合は、権利は自動的に消滅します。

4-2. 権利行使の時間

権利行使が行われるのは、有効期限における米国東部標準時（ニューヨーク時間）午前10時です。このときに当社が提示する原取引の価格が清算価格となります。

4-3. 原取引との関係

権利行使が行われて原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次のロールオーバー処理で決済されます。

5. プレミアムの変動要因

オプションの価値であるプレミアムは、本質的価値と時間的価値で構成されます。次にこれらについてご説明します。

5-1. 本質的価値

本質的価値（本源的価値）というのは、その時点で権利行使をした場合に得られる利益のことで、具体的には原資産の価格と権利行使価格の差額であり、コールなら「原資産価格－権利行使価格」、プットなら「権利行使価格－原資産価格」で求められます。本質的価値はゼロが最低で、マイナスになることはありません。

5-2. 時間的価値

時間的価値は、将来に対する期待値であり、具体的には次の三つの要素の影響を受けます。

①有効期限までの残存期間 ②ボラティリティ ③金利

特に残存期間とボラティリティが時間的価値に大きな影響を及ぼします。残存期間は長ければ長いほど、ボラティリティは高ければ高いほど、期待できる値動きは大きくなりますので、時間的価値も高まります。また、残存期間と金利は客観的な要素ですが、ボラティリティは市場の需給関係や予想などを反映して変化します。なお、ボラティリティには原資産の過去の価格変動から求めるヒストリカル・ボラティリティと、一定の理論式を用いてプレミアムから逆算するインプライド・ボラティリティがありますが、ここでは後者をさします。

時間的価値はアット・ザ・マネーで最大となり、アウト・オブ・ザ・マネーやイン・ザ・マネーになると低下します。

*オプション取引の用語については「第6章 共通事項－【16】取引に関する用語集」をご参照ください。

5-2-1. 時間的価値の減少

オプションを買う場合は、コールでもプットでも、時間的価値の減少に注意を払う必要があります。仮にボ

ラティリティと金利が一定だとすると、単に時間が経過することで、時間的価値は確実に減少します。逆にオプションの売方にとっては、時間の経過は有利に働くことになります。

また、残存期間が短ければ短いほど、その残存期間に占める1日の比重は高まりますので、1日の経過で失われる時間的価値も大きくなります。そのため、残存期間が長いときは時間的価値の減少は緩やかですが、時間の経過とともにそのスピードが上がって行きますので、十分な注意が必要です。

【2】取引の方法

1. 取引コース

本取引は、FX及びMXに付帯した取引です。

2. スプレッド

当社は、通貨ペア又は貴金属ペア、コール／プットの別、権利行使価格、有効期限の各条件ごとに売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド、お客様から見た買い価格をアスク（又はオファー）といいます。ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。つまり、お客様にとっては買値のほうが売値よりも常に高い状態ですので、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下したりするなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

3. 買付け代金

本取引では、買方は買付け代金を支払う必要があります。買付け代金は、当社に預託されている取引証拠金から差し引かれますので、買付け代金以上の現金（取引証拠金等に充当されていない余剰の現金をいいます。以下同じです。）が買付け注文の執行時点で当該サブ口座に残っている必要があります。

ただし、当社の取引ツールでは、オプションの買付けの余力も原取引の証拠金余力と同様に純資産をベースに判断されます。純資産には、未決済建玉の時価評価損益等も繰り入れられるため、現金が不足している場合でも、オプションを買付けすることが可能な場合があります。そのため、オプションの買付けにあたっては、お客様はご自身で必ず事前に当該サブ口座にある現金の残高を確認し、買付け代金に対して不足している場合は、注文を執行しないようにしてください。

*ここでいう現金は次の計算により求めることができます。

- ・損益評価額がプラスの場合...現金＝証拠金余力－損益評価額
- ・損益評価額がマイナスの場合...現金＝証拠金余力

万が一注文を執行した結果、現金の不足が発生した場合は、直ちに不足している額以上の金額を当社にご送金していただく必要があります。もし、下記①又は②の時刻を超えて必要なご送金が当社で確認できない場合は、当社は事前にお客様に通知することなく、当社の裁量で、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。また、それでも現金が不足する場合は、原取引の建玉を含むその他の建玉も同様に決済します。その結果発生した損益等はすべてお客様に帰属し、お客様の取引口座によって処理されます。

- ①当該買付けが行われた時刻が米国東部標準時の午後5時よりも前である場合は当日の午後4時。ただし当日が金融機関の休業日である場合は金融機関における翌営業日の午後4時。
- ②当該買付けが行われた時刻が米国東部標準時の午後5時以降の場合は翌日の午後4時。ただし翌日が金融機関の休業日である場合は金融機関における翌営業日の午後4時。

4. 取引証拠金

本取引では、売方は取引証拠金を預託していただく必要があります。建玉に必要な取引証拠金の額は、FX

オプション取引、MXオプション取引ともに原資産である通貨ペア又は貴金属ペアの建玉を保有した場合と同じ証拠金計算方法により求めた額になります。詳しくは「第6章 共通事項－【2】取引証拠金と売買代金」をご参照ください。

*取引証拠金の扱いについてはいずれの場合も原取引に準じます。

*取引証拠金の具体的な計算方法は、当社ウェブサイト又は当社から別途交付される資料（電磁的交付を含む）をご参照ください。

5. 決済方法

未決済の建玉は、反対売買を行うことで決済することができます。ただし、同一条件（権利行使価格と有効期限が同一）のコール又はプット同士に限ります。また、有効期限には取引を行うことができません。決済については「第6章 共通事項－【7】建玉の決済」もご参照ください。

6. 権利行使と権利放棄

有効期限に本質的価値があるオプションは自動的に権利行使されますので、本取引は原取引に移行します。その時点でオプションは消滅し、原取引のルールに従って取引が継続されることとなります。また、あらかじめ権利行使と同時に取引を決済するように設定しておくこともできます。その場合は、権利行使実行時において当社が提示する原取引の価格が決済に適用されます。

有効期限に本質的価値がない場合、オプションの買方は自動的に権利放棄となり、売方は権利行使に応じる義務が消滅します。その時点で取引は終了し、買方は当初支払った買付け代金が売買損、売方は売付け代金が売買益となります。

7. スワップポイント

本取引ではスワップポイントの受け払いは発生しません。ただし、権利行使が行われて原取引に建玉ができたときはこの限りではありません。

8. ロールオーバー処理

ロールオーバー処理では主に以下の処理が行われます。

①未決済の建玉は翌営業日に繰り越されます。

9. 取引時間

本取引の取引時間は原取引に準じます。ただし、為替市場等の状況によっては原取引の取引時間と異なる場合もあります。

第3章

株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引 その他証券CFD取引・商品CFD取引

株価指数CFD取引、個別株CFD取引、債券CFD取引、その他証券CFD取引及び商品CFD取引（以下、これらを合わせて単にCFD取引といいます。）については、この第3章と「第6章 共通事項」をあわせてお読みください。なお、他社開発取引ツールの利用において、別途に約諾書や取引ルール等の文書がある場合は、必ずこれら文書を本取引説明書と合わせてご一読のうえ、その記載内容についてご理解ください。これら文書等に特に記載のない事項に関しては、本取引説明書の記載に従うものとします。

1. CFD取引とは

CFDは、特定の株式や先物価格等と価格が連動するように設計されたデリバティブです。例えば、A社株のCFDは、価格が取引所で取引されているA社株の価格に連動します。A社株のCFDにとってA社株を原資産といいますが、その種類は個別株だけでなく、株価指数、ETF、商品先物など多岐にわたります。

しかし、価格が連動するのであれば、CFDではなく原資産を直接取引すればよさそうに思えます。では原資産を直接取引する場合とCFD取引との違いは何でしょうか。それは次の点があげられます。

■原資産は多様でもCFD取引なら同一取引ツール

CFD取引の原資産は実に多様で、世界各国の主要取引所に上場されている有価証券や商品先物等が対象となります。CFD取引ならそれらをすべて同じ取引ツール（詳しくは「第6章 共通事項－【1】取引ツール」をご参照ください。）で取引することができます。

■CFD取引は証拠金取引であるため、レバレッジを効かせることが可能

証拠金取引というのは、担保となる一定の取引証拠金を預託して行う取引です。この取引証拠金は取引金額の一定比率で定められており、例えば株価指数CFD取引では10%～20%で設定されています。そのため投下資金よりも大きな額の取引を行うことができ、これをレバレッジ効果といいます。しかし相場が予想が外れた場合はそれだけ損失の額も大きくなりますので、お客様ご自身の資金状況や取引経験等を鑑みて適度に活用することが肝要です。

■買いからだけでなく売りからでも取引を始められる

証拠金取引では、買い注文を出すにあたって総代金を用意する必要がないことに加えて、売り注文を出すにあたって原資産を用意する必要がありません。そのため、売りから取引を開始することもできます。相場が下がると予想した場合は売りから入り、予想通りの展開になれば利益が得られます。ただし、予想と異なる動きとなった場合には損失を被りますので、十分な注意が必要です。

■取引所等の制度や規制の対象外であるため商品設計が異なる

例えば、先物取引には限月制度があるため、取引所が定めた日時までに決済を行うか、そうでなければ一定のルールで決済されてしまいます。しかし一部の株価指数CFD取引では、先物取引を原資産としている場合でも自動的に建玉がロールオーバー（ここでは、取引期限前に一度決済して次限月以降の同様の建玉を有するように乗換取引をすることをいいます。）されるため、実質的には取引の期限後も建玉が維持されます。

*先物取引を原資産とする債券CFD取引及び商品CFD取引では、原資産と同様に限月制度の影響を受けます。

以上が、原資産を直接取引する場合とCFDで取引する場合の主な違いになります。次にCFD取引のしくみについてももう少し詳しく見ていきましょう。

1-1. 差金決済

C F D取引では、新規に注文が約定すると建玉が作られます。この建玉を清算するには反対売買を行います。買いの建玉に対しては売りの、売りの建玉に対しては買いの注文をだします。反対売買が成立すれば、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額を現金で受け払いして取引を終了します。株式取引のように、買付け代金を支払って株式を入手するというような、現物の受け渡しを伴いません。こうしたしくみを差金決済といいます。

* C F Dという呼称は「差金決済」を意味する『Contract For Difference』のイニシャルに由来しています。

* 買いの建玉を決済することを転売、売りの建玉を決済することを買い戻しといいます。

1-2. 相対取引

C F D取引は、お客様と当社の相対取引です。お客様のご注文は取引所等に取り次がれるわけではなく、当社がお客様と取引を行う当事者となります。

1-3. 2ウェイプライスとスプレッド

当社は、C F D取引の銘柄ごとに売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド、お客様から見た買い価格をアスク（又はオファー）といいます。ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。つまり、お客様にとっては買値のほうが売値よりも常に高い状態ですので、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。

当社が提示する価格は、カバー取引先であるサクソバンクより提示された価格です。サクソバンクは市場価格を参考に価格を決定します。スプレッドはC F Dの銘柄によって異なりますので、当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。なお、C F D取引では原資産の価格が急変動したり流動性が低下したりすると、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないということがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

2. 取り扱い銘柄

C F D取引の原資産には株価指数、個別株、債券、E T F、先物等があります。C F D取引は、それら原資産の種類によって、五つのサブ口座に分けられています。具体的には、株価指数C F D取引、個別株C F D取引、債券C F D取引、その他証券C F D取引、商品C F D取引です。第3章ではこれらを合わせて本取引と言うことにします。

* 具体的な取り扱い銘柄については当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

3. 取引単位

C F D取引の取引単位は、銘柄ごとに決められている最低売買単位となります。各銘柄の単位につきましては、当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。なお、取引単位は対象銘柄の規制若しくは制度の見直し、又は当社の判断により合理的に変更することがあります。

4. 取引金額

本取引で想定される取引額面の総額（想定元本）を取引金額と言い、以下の計算で求められます。

・ 取引金額 = 約定価格 × 約定数量

5. 取引証拠金

取引を行うために預託していただく取引証拠金は、取引金額に対する一定の比率として定められています。詳しくは「第6章 共通事項－【2】取引証拠金と売買代金」をご参照ください。

6. 最小変動幅

当社が提示する価格の最小変動幅は銘柄等により異なります。詳細については当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

7. 決済方法

未決済の建玉は、反対売買を行うことで決済することができます。詳しくは「第6章 共通事項—【7】建玉の決済」をご参照ください。

8. オーバーナイト金利・キャリングコスト・配当等調整金・借入金利

8-1. オーバーナイト金利

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では、お客さまが建玉を持ち越す（ロールオーバー処理が終了した時点で引き続き建玉を保持している状態をいいます。以下同じです。）場合には、オーバーナイト金利の支払いないしは受け取りが発生します。

オーバーナイト金利は、取引が約定したときの取引金額に対し、1年を360日又は365日として（通貨によります。）1日単位で計算されます。ただし、月単位の合計金額が当月末から翌月3営業日以内に、お客様の取引口座から減算又は取引口座に加算されます。

建玉を持ち越さず、当日の取引時間中に決済された場合には、オーバーナイト金利は発生しません。

8-1-1. 買いの場合

お客様が買い方で、建玉を持ち越す場合には、当社にオーバーナイト金利をお支払いいただきます。この場合、原資産の通貨に対する基準金利（ARR）相当額に当社のスプレッドを加算した金額になります。

8-1-2. 売りの場合

お客様が売り方で、建玉を持ち越す場合には、当社からオーバーナイト金利をお支払いします。この場合、原資産の通貨に対する基準金利（ARR）相当額から当社のスプレッドを減算した金額になります。ただし、この金額がマイナスになる場合には、お客様から当社にオーバーナイト金利をお支払いいただきます。

8-2. キャリングコスト

限月のある取引を原資産とするCFD取引では、建玉を翌日に持ち越した場合にキャリングコストの支払いが発生します。計算方法については4頁からの「リスク等重要事項について」をご参照ください。

8-3. 配当等調整金

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では、原資産の株式やETF等に配当金が支払われた場合等、それに応じて当社のカバー取引先が決定した金額（以下「配当等調整金」といいます。）をお支払いします。また、同様に売り建玉については、配当等調整金をお支払いいただきます。

配当等調整金の処理は当該銘柄の配当金の支払日に行われます。配当等調整金は配当落ち期日に同日の市場価格を反映して計上されますが、実際の支払いは当該株式の配当日になります。また、配当等調整金は、原資産銘柄の会社が行うのではなく当社が行います。実際の株式に支払われる配当には関連する優遇税率等の適用がある場合もありますが、当社が支払う配当金はそのような優遇は適用されません。

*配当を含む主なコーポレートアクションの処理概要については「13. コーポレートアクション」をご参照ください。

8-4. 借入金利

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では、お客様が売り建玉を持ち越す場合には、借入金利の支払いが発生する場合があります。原資産の流動性が高い場合（いわゆる大型株等）では発生することはあまりありませんが、流動性が低い銘柄の場合には、カラ売り注文が多くなると原資産を借りるコストが発生します。これが借入金利で、原資産の貸借需給関係等によって変動し、当社のカバー取引先が決定した金額となります。借入金利の発生状況については必ず取引ツールでご確認ください。建玉を持ち越さず、当日の取引時間中に決済された場合には、借入金利は発生しません。なお、借入金利は月単位の合計金額が当月末から翌月3営業日以内に、お客様の取引口座から差し引かれます。

*借入金利は取引ツールでは想定元本に対する年率換算値が表示されます。

9. 建玉制限

CFD取引では、アジア太平洋地域（日本、香港、シンガポール、オーストラリア）の市場で取引されている銘柄において、次のような建玉数量に係る制限があります。

- 個別株の場合...下記いずれかを比較して少ないほうを上限
 - ①過去 30 日間又は 90 日間における 1 日当りの平均出来高のいずれか小さい方に 20%を乗じた数量
 - ②「200 万ユーロ÷ユーロ換算した価格」で計算した数量
- E T F (E T C 及び E T N を含む) の場合...下記いずれかを比較して少ないほうを上限
 - ①過去 30 日間又は 90 日間における 1 日当りの平均出来高のいずれか小さいほうの数量
 - ②「200 万ユーロ÷ユーロ換算した価格」で計算した数量
 注文が執行された場合に建玉がこれらの上限を超える場合は、注文発注時にメッセージが表示され、注文が拒絶されますので、あらかじめご留意ください。

10. ロールオーバー処理

ロールオーバー処理では主に以下の処理が行われます。

- ①決済されていない建玉は翌営業日に繰り越されます。
- ②オーバーナイト金利、キャリングコスト、配当等調整金、借入金利の計算が行われます。
- ③上記金利等が課金される場合は取引証拠金から差し引かれます。

なお、反対売買によって「スクエア」状態にある建玉でも、原資産が夜間取引中の時間帯に成立した注文は、成立日が翌取引日扱いとなり、ロールオーバー処理が一日ずれることがありますのでご注意ください。

11. 取引時間

証券 C F D 取引・商品 C F D 取引ともに、取引時間は原資産の現地市場の取引時間（一部銘柄については取引時間外（「プレマーケット」および「アフターマーケット」）を含む）に準じます。ただし、現地が標準時間（冬時間）か夏時間かによって異なりますし、予告なく変更される場合もありますので、取引時間については必ず当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

12. コーポレートアクション

企業が行う各種施策の中には、株式の価値や株主の権利に直接影響を及ぼすものがあります。例えば、配当、増資、株式分割などの他、会社の合併・分割や上場廃止などが該当します。これらをコーポレートアクションと言い、株価指数 C F D 取引と個別株 C F D 取引においては注意が必要です。主なコーポレートアクションとその処理の概要について以下ご説明します。

12-1. 主なコーポレートアクションの処理概要

- 金銭配当

お客様が原資産の基準日において当該銘柄を保有している場合、それが買い建玉なら配当金を受け取る権利を得、売り建玉なら配当金を支払う義務を負います。この結果、受け取りの場合は当該配当に係る調整金を取引口座に加え、支払いの場合は取引口座から差し引く処理が、原資産の支払い日において行われます。
- 株式配当（※外国株式で見られる形態です）

お客様が原資産の基準日において当該銘柄を保有していた場合は、買い建玉・売り建玉ともに配当比率に応じて建玉数を増やす処理が、原資産の支払い日において行われます。
- 選択権付き配当（※外国株式で見られる形態です）

金銭配当の処理が行われます。
- 株価指数 C F D の扱い

指数を構成する銘柄のいずれかで配当が実施された場合は、配当形態と構成比率に応じて上記の処理が行われます。
- 株式交付

お客様が原資産の基準日において当該銘柄を保有していた場合は、買い建玉・売り建玉ともに交付比率に応じて建玉数を増やす処理が行われます。
- 株式分割・株式併合

お客様が原資産の基準日において当該銘柄を保有していた場合は、買い建玉・売り建玉ともに分割比率に応じて建玉数を増やす処理、又は併合比率に応じて建玉数を減らす処理が行われます。

12-2. コーポレートアクションに伴う未約定注文の取り消し

株式交付、株式分割・株式併合、会社の合併・分割、上場廃止等が予定されている場合、当該銘柄に係る未約定注文は基準日の前に取り消される場合があります。また、コーポレートアクションによって原資産の市場価格が20%以上変動した場合も、当該銘柄に係る未約定注文は取り消されます。

12-3. その他のコーポレートアクション

頻度は低いものの、上述した以外のコーポレートアクションが発生する場合があります。そのような場合、お客様は当社の処理に従っていただきます。なお、当社は可能な限り合理的に処理を行います。

12-4. コーポレートアクションに係る手数料や税金

コーポレートアクションの処理では、CFD取引自体に係る手数料等とは別に、原資産取引に係る手数料や税金等が発生する場合があります。このような諸費用はお客様の取引口座から差し引かれます。

第4章

株価指数先物取引・海外商品先物取引

株価指数先物取引及び海外商品先物取引（以下、これらを合わせて単に先物取引といいます。）については、この第4章と「第6章 共通事項」をあわせてお読みください。なお、他社開発取引ツールの利用において、別途に約諾書や取引ルール等の文書がある場合は、必ずこれら文書を本取引説明書と合わせてご一読のうえ、その記載内容についてご理解ください。これら文書等に特に記載のない事項に関しては、本取引説明書の記載に従うものとします。

1. 先物取引とは

1-1. 差金決済

先物取引は、取引所に上場する金融商品・金融指標（株価指数、為替、金利等）や商品（金属、エネルギー、穀物等のコモディティ）の先物を取引対象とし、取引の決済は差金決済により行います。株式取引のように、買付け代金を支払って株式を入手するというような、現物の受け渡しを伴いません。

1-2. 市場取引

先物取引は、お客様から委託を受けた注文をサクソバンクに対して当社が取次ぎ、サクソバンクは自身が会員である取引所へお客様の注文を取次等するか、あるいはサクソバンクが会員でない取引所については、さらに委託注文に係る取引所の会員に対して取次ぎ等することにより行います。

以上は先物取引の基本的なしくみです。ここからは当社の先物取引に関する具体的な要綱をご説明します。

2. 取引所及び取り扱い銘柄

当社の取り扱う先物取引が行われる国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場を開設する取引所及び主な銘柄は以下の通りです。

| 取引所の名称 | 主な取り扱い銘柄 |
|--------------------------------|---|
| CME Group 各取引所 | 株価指数先物（E-mini ダウ、E-mini S&P500.）、商品先物（金属、エネルギー、穀物、食肉等） |
| LIFFE | 株価指数先物（FTSE100 指数）、商品先物（穀物、農産物等） |
| ICE Futures（米国、ヨーロッパ） | 株価指数（ミニ MSCI 指数（EAFE、エマージングマーケット）、ラッセル 200 指数）、FX（米ドル指数）、商品先物（エネルギー、農産物等） |
| EUREX | 株価指数（オーストリア ATX 指数、ドイツ DAX 指数、ユーロ・ストック ス指数各種等）、商品先物（食肉、農産物等） |
| CBOE Futures Exchange (CFE) | ボラティリティ指数（VIX） |
| European Energy Exchange (EEX) | 商品先物（電力、天然ガス、農産物等） |
| Euronext（パリ、アムステルダム） | 株価指数先物（フランス CAC40 指数、アムステルダム AEX 指数）、商品先物（穀物等） |
| モントリオール取引所（MX） | 株価指数先物（S&P トロント総合指数） |

| | |
|----------------|--|
| 大阪取引所 | 株価指数先物（日経 225、JPX 日経インデックス 400、TOPIX 等） |
| 上海証券取引所（SSE） | 株価指数先物（OMX 指数） |
| シンガポール取引所（SGX） | 株価指数先物（FTSE 中国 50、インド CNX NIFTY、Russel2000、MSCI 指数各種、日経 225）、商品先物（金属等） |
| シドニー先物取引所 | 商品先物（農産物） |

*具体的な取り扱い銘柄については当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

*CME Group の取引所には、シカゴ・マーカンタイル取引所（Chicago Mercantile Exchange）、シカゴ商品取引所（CBOT）、ニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）、ニューヨーク商品取引所（COMEX）並びに GLOBEX が含まれます。

*取引可能な取引所又は取り扱い銘柄は予告なく変更される可能性がありますので、お取引に当っては、当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

3. 取引単位

先物取引の取引単位は、銘柄ごとに決められている最低売買単位となります。各銘柄の単位につきましては、当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。なお、取引単位は取引所の規則、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、又は当社の判断により合理的に変更することがあります。

4. 取引金額

本取引で想定される取引額面の総額（想定元本）を取引金額と言い、以下の計算で求められます。

$$\cdot \text{取引金額} = \text{約定価格} \times \text{約定数量}$$

5. 取引の期限と限月

先物取引における最終の取引日は、各取引所が定める取引最終日のほか、別途当社が定める場合があります。そのため、取引所が定める現地時間の最終日等が必ずしも最終取引日又は最終決済期限とはなりませんので、ご注意ください。また、取引可能な限月は上場されている限月のうち当社が指定するものに限りません。取引可能な限月は当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

6. 取引の一時中断

国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場では、サーキットブレーカー制度が設けられている場合があります。これは、先物価格が急激に又は大幅に上昇したり下落したりした場合に、取引を一時中断する制度です。この措置が取られた場合、取引を行うことができなくなります。お客様は平素から取引所の発表に注意し、ご自身でご確認いただきますようお願いいたします。

7. 値幅制限

各取引所の定めるところにより、値幅の限度を超える値段による取引は行うことができません。制限値幅（値幅の制限値）は適宜改定され、各取引所のホームページ上に公表されています。

8. 取引規制

国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場に異常等があると認められる場合又はそのおそれがあると認められる場合には、取引所によって次のような規制措置が取られることがあります。お客様は平素から取引所の発表に注意し、ご自身でご確認いただきますようお願いいたします。

- 制限値幅の変更、取引時間の変更、取引証拠金額の引上げ、証拠金額の掛け目の引上げ、決済日時の繰上げ、注文発注の制限、建玉制限、市場の閉鎖

また、当社内での未決済建玉が急増加して一定水準を超えた場合等、取引の状況によっては、当社独自の判断によって、次の規制措置を取ることがあります。

- 必要証拠金計算時の取引証拠金に対する掛目の引上げ、建玉上限数の変更、注文発注の制限（決済注文も含む）、取引の一時停止

9. 取引証拠金

取引を行うために預託していただく取引証拠金は、銘柄ごとに一定額として定められています。詳しくは「第6章 共通事項－【2】取引証拠金と売買代金」をご参照ください。

10. 決済方法

10-1. 反対売買による決済

未決済の建玉は、反対売買を行うことで決済することができます。詳しくは「第5章 共通事項－【7】建玉の決済」をご参照ください。

10-2. 最終清算値（SOQ）による決済（最終決済（SOQ決済））

最終の取引日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算値（SOQ）（取引所が定める日の指数構成銘柄を扱う取引所が定める価格に基づいて算出する特別な指数。以下同じ。）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

10-3. 最終取引日決済未了による強制決済

上記の二つの決済方法にかかわらず、当社は当社の判断で最終取引日を定める場合があります。その当社の定める最終の取引日を過ぎて未決済建玉がある場合は、当社の判断でお客様の計算により反対売買を行います。当社の定める取引の最終日を過ぎて本決済を取消すことはできません。また、当社では、現引きや現渡しによる決済も致しませんのでご注意ください。

11. ロールオーバー処理

本取引では、原則として米国東部標準時の午後5時からロールオーバー処理を行います。この処理では、主に以下のことが行われます。

- ①手数料等が課金される場合は取引証拠金から差し引かれます。

12. 取引時間

本取引の取引時間は、各取引所の定める取引時間に準じます。ただし、現地が標準時間（冬時間）か夏時間かによって異なり、予告なく変更される場合もありますので、取引時間については必ず当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

13. 注意事項

13-1. 清算参加者又は当社支払不能時等の建玉の処理について

お客様の注文が取り次がれる国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場の清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として当該市場の清算機関が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉・取引証拠金については他の清算参加者に移管されますが、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。なお、清算参加者が経営破綻等に陥った場合には、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。また、その損失は取引証拠金の額だけに限定されません。

国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場の清算機関による売買停止等の措置が講じられる前であっても、当社が清算参加者に継続的に注文を取次ぐことが困難であると当社が判断した場合には、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。

当社に支払不能等の事由が発生した場合には、売買停止等の措置が講じられ、お客様の注文が取り次がれた清算参加者によって、転売・買戻しが行なわれます。当該処理の結果発生した債務はお客様に帰属し、お客様が当社に差入れた取引証拠金により相殺されます。相殺後において不足が発生する場合には、お客様が不

足した金額を支払う義務を負います。したがって、その損失は取引証拠金の額だけに限定されません。

13-2. 国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場等による約定取消・価格訂正時の処理について

国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場等は、あらかじめ定めたルールにしたがい、約定の取消又は約定価格の訂正を行う場合があります。その場合には、当社は、国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場等の措置にしたがい、お客様の注文の約定の取消又は約定価格の訂正を行います。

13-3. 当社における先物取引の国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場への発注形態について

当社は取引所の会員ではないため、お客様から受託した注文を直接市場に取次ぐことはできず、直接（当社の取次ぎ先であるサクソバンクが会員である場合）又は間接的に（サクソバンクが会員でない場合）、取引所の会員である業者にお客様から受託した注文を取次ぎます。国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場への発注は、かかる業者が行います。

そのため、当社又はサクソバンクがお客様の注文を取引所の会員である業者を取次いだ場合には、係る業者に起因する理由により取次ぎ注文の市場への発注が遅延した場合や発注が行われない場合でも、当社のシステム障害には該当せず、当社は責任を負いません。

13-4. CMEグループ及びCFTC（米商品先物取引委員会）への報告書提出について

CMEグループ及びCFTCの規則により、お客様の先物取引の保有建玉が一定枚数以上となると、当社はお客様に代わってお客様の個人情報を含んだ報告書を提出する場合があります。また、当該取引の保有建玉が一定枚数以上となると、お客様ご自身で報告書を作成しCMEグループ又はCFTCへ提出して頂く場合があります。

14. 金融商品取引契約及び商品取引契約の概要

当社における株価指数先物取引に係る金融商品取引契約の内容について、概要は以下のとおりです。

- 国内・海外の金融商品市場への発注又は委託注文の取次等を行う外国証券業者等への株価指数先物取引の委託注文の取次ぎ
- 株価指数先物取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理
- 当社における海外商品先物取引に係る商品取引契約の内容について、概要は以下のとおりです。
- 海外商品市場への発注又は委託注文の取次等を行う外国商品先物取引業者への海外商品先物取引の委託注文の取次ぎ
- 海外商品先物取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

第5章

外国証券売買取引

外国証券売買取引については、この第5章と「第6章 共通事項」をあわせてお読みください。なお、他社開発取引ツールの利用において、別途に約諾書や取引ルール等の文書がある場合は、必ずこれら文書を本取引説明書と合わせてご一読のうえ、その記載内容についてご理解ください。これら文書等に特に記載のない事項に関しては、本取引説明書の記載に従うものとします。

1. 外国証券売買取引の概要

1-1. 売買の対象

外国証券売買取引は、外国の取引所に上場されている株式、ETF及びETN等（以下これらを合わせて「外国証券」と言います。）の売買を行う取引です。第5章では外国証券売買取引を本取引と言います。

1-2. 注意事項

- ①差金決済取引の禁止...現物株取引では、同一銘柄を同一日に売買し、対当する売付または買付で相殺する行為は法律で禁止されています。そのため、日計り商いは反復して行わないようにしてください。もしそのような行為を行った場合は、当社の指示（必要な売買代金を受渡日までに入金する等）に従ってください。
- ②レバレッジ型・インバース型のETF及びETNのお取引に当たっての留意点...レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の変動率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の変動率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。そのため、レバレッジ型・インバース型のETF及びETNは、中長期的な投資の目的に適合しないことがあります。また、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。

2. 注文の執行について

本取引は、当社がお客様から委託を受けた注文をサクソバンクに対して取次ぎ、サクソバンクは自身が会員である取引所へお客様の注文を取次ぎ等するか、あるいはサクソバンクが会員でない取引所については、さらに委託注文に係る取引所の会員に対して取次ぎ等することにより行います。詳細は4頁からの「リスク等重要事項について—取引態様」をご参照ください。

3. 売買代金について

お客様が本取引において買い注文を出すときは、その売買代金をあらかじめ当社に差し入れていただくことが必要です。売買代金の通貨は当社が指定する通貨に限られ、有価証券等は受け付けておりません。なお、お預かりした売買代金には利息がつきません。

*併せて「第6章 共通事項—【2】取引証拠金と売買代金」もご参照ください。

4. 外国証券の保管

お客様が買付けた外国証券は、当社が指定する外国の保管機関にて、当社名義又はサクソバンク名義による混蔵寄託にて保管されます。

*詳細については取引約款の41.9をご参照ください。

5. お客様の権利

当社は、もっぱら売買益等金銭的利益の獲得を目的として外国証券の売買取引を行うお客様に向けて本取

引を提供します。そのためお客様は、株主総会等における議決権の行使といった株主の権利の一部については制限を受けますのであらかじめご了承ください。ただし、保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社がお客様に代わって受領し、お客様あてに支払います。

なお、SRD IIのもと、お客様が欧州上場企業等の株主に該当した場合は、お客様は当該企業の株主として議決権を行使できます。株主に該当されたお客様には、当社取引ツール上で通知が行われ、お客様は、当社が提供する「議決権行使代行サービス」を利用して議決権行使が行えます。本サービスは有料となりますが、料金は当社の取引ツール内で行われる当該議決権行使代行サービス画面内等にてご確認ください。

※ 法人のお客様において、取引の任にあたる方が議決権行使をされた場合も、当該法人の代表者の方が議決権行使を行ったものとみなされますので、ご注意ください。

※ 改正・EU 株主権利指令および議決権行使代行サービスについては、当社ウェブサイト「株主議決権行使円滑化方針」をご参照ください。

6. 取引所及び取り扱い銘柄

お客様が売買可能な銘柄は、当社が指定する取引所の当社が選択した銘柄です。それ以外の銘柄を売買することはできません。当社が指定する取引所については4頁からの「リスク等重要事項について」をご参照ください。また、具体的な取り扱い銘柄については当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

*取引可能な取引所又は取り扱い銘柄は変更される可能性がありますので、お取引に当っては、当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。

7. 取引単位

本取引の取引単位は、銘柄ごとに決められている最低売買単位となります。各銘柄の単位につきましては、当社ウェブサイト又は取引ツールでご確認ください。なお、取引単位は取引所の規則、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、又は当社の判断により合理的に変更することがあります。

8. DRIP(配当金再投資)について

DRIP(配当金再投資)は対応銘柄が限られておりますが、事前にどの銘柄がDRIPに対応しているかを確認する方法はございません。そのため、取引ツール上で再投資設定を行った場合でも、現金配当となるケースがございますのでご注意ください。なお、過去にDRIPに対応した銘柄については、当社ウェブサイト上等で確認することができます。

9. 外貨又は円への転換について

お客様が外国証券を買付ける際は、買い注文が執行された時点において、その時の為替相場で口座通貨から指定通貨に転換されて取引口座の残高から差し引かれます。また、お客様が外国証券を売付ける際は、売り注文が執行された時点の為替相場で指定通貨から口座通貨に転換され、取引口座の残高へ加算されます。この処理には通常1日から2日程度かかります。なおお客様はこれらの転換について当社に指図することはできません。

10. 株券の移管（入出庫）について

10-1. 入庫

当社では、原則として当社取り扱いの外国上場株式でかつ日本国内の証券会社からの移管である場合のみ、当社への移管（入庫）を承ります（ただし海外の上場取引所における取引単位未満の株式を除きます）。入庫をご希望の場合には、当社で受入れが可能な銘柄であるかどうかを確認させていただきますので、まずは当社までご連絡ください。なお、手続きに必要な書類等は移管元証券会社にご請求ください。

10-2. 入庫にあたっての留意事項

- 現物株券（本券）による移管はできません。証券会社間の振替移管のみ可能です。
- 移管元証券会社は国内証券会社に限りません。海外の証券会社からの入庫手続きはできません。
- 外国株式の振替は、当社と移管元証券会社のそれぞれが保管業務を委託している海外の保管機関等を介

- して行われますので、照合手続き、事務処理等により移管完了までに相当日数を要する場合があります。
- 取扱銘柄の上場廃止・破産等が発表された場合や、現地規制等状況により移管について制限させていただくことがあります。
 - 経費等を含めた手数料のご負担が生じる場合があります。

10-3. 出庫

当社から他の証券会社への移管（出庫）はできません。

11. 免責事項

「2. 注文の執行について」のとおり、当社は直接（当社の取次ぎ先であるサクソバンクが会員である場合）又は間接的に（サクソバンクが会員でない場合）、取引所の会員である業者にお客様から受託した注文を取次ぎます。市場への発注は、かかる業者が行います。そのため、当社又はサクソバンクがお客様の注文を取引所の会員である業者に取次いだ場合には、係る業者に起因する理由により取次ぎ注文の市場への発注が遅延した場合や発注が行われない場合でも、当社のシステム障害には該当せず、当社は責任を負いません。

12. 金融商品取引契約の概要

当社における外国証券売買取引契約の概要は以下のとおりです。

- 海外の金融商品市場への発注又は委託注文の取次等を行う外国証券業者等への外国証券売買取引の委託注文の取次ぎ
- 外国証券売買取引に関するお客様の金銭又は外国証券の管理

第6章 共通事項

第6章では、第1章から第5章でご説明した取引（FX、MX、オプション取引、CFD取引、先物取引及び外国証券売買取引）に共通した事項についてご説明します（一部には各取引固有の説明もあります。）。以下、第6章ではこれらの取引を総称して本取引といいます。なお、他社開発取引ツールの利用において、別途に約諾書や取引ルール等の文書がある場合は、必ずこれら文書を本取引説明書と合わせてご一読のうえ、その記載内容についてご理解ください。これら文書等に特に記載のない事項に関しては、本取引説明書の記載に従うものとしします。

【1】取引ツール

当社はオンライン取引をメインとしているため、取引はインターネットを利用したシステムによって行います。原則として面談、電話、ファクス、電子メール等の方法による注文及び照会はお受けしていません。

1. 取引ツールの種類

オンライン取引の取引ツールは、様々な利用環境に対応するために以下の2種類をご用意しています。これらは同一のユーザーIDとパスワードでご利用いただけますので、ご自宅や外出先など状況に応じて使い分けることができます。また、一方にシステム障害が発生してももう一方には影響が及ばない場合がありますので、お客様の責任において必ずどちらでも取引が行える状態を維持してください。

■SaxoTraderPRO（サクソトレーダープロ）

お客様のパソコンにあらかじめ専用ソフトをインストールしていただくタイプです。通信ごとのデータ量が少なくすむため、高機能でありながらレスポンスは軽快です。専用ソフトのダウンロードは当社ウェブサイトから行うことができます。

■SaxoTraderGO（サクソトレーダーゴー）

専用ソフトをインストールする必要がないタイプです。インターネットに接続できる環境があれば、パソコン、タブレット、スマートフォンといったデバイスに関わらず取引を行うことができます。

*OS等のサポート状況については、当社ウェブサイトでご確認ください。

2. 注意事項

- 取引ツールへのログインは、ロールオーバー処理中や休日を含め、原則としていつでも可能です。ただし、システム保守等によりログインができないときもあります。なお、システム保守については予告なく実施される場合があります。
- 組み合わせの正しくないユーザーIDとパスワードが一定回数入力された場合は、それ以上は入力できない状態（ロックされた状態）となります。ロック状態を解除するには、当社までご連絡いただく必要があります。
- セキュリティ関連ソフトをご利用の場合、その設定内容によっては接続出来ない場合がありますので、設定内容を変更する必要が生じることがあります。
- 取引に関する報告書等は取引ツール上での電子交付となります。
- インターネットに接続するために必要な通信回線機器や契約等についてはお客様が準備するものとしします。

【2】取引証拠金と売買代金

1. 取引証拠金又は売買代金の差し入れ

F Xなどの証拠金取引において注文を出すときは、当社が定める取引証拠金の額以上の現金を、またオプション取引及び外国証券売買取引において買いの注文を出すときは売買代金を、あらかじめ当社に差し入れていただくことが必要です。

取引証拠金及び売買代金（以下これらを合わせて「預り金」と言います。）の通貨は日本円と米ドルに限られ、その他の通貨や有価証券等は受け付けておりません。なお、預り金には利息がつきません。

1-1. 初回預託額

初回預託額とは、取引口座開設後に初めて当社に預り金を預託していただく際の最低限度額です。初回預託額は法人の場合は 300 万円相当で、この金額に満たないご入金をされた場合の措置は、原則として当社の指定する日時までに指定する金額を追加で預託していただくか、預託された全額をお返しするかのいずれかとなりますが、お客様のご事情等を考慮のうえ当社の判断により異なる対応をさせていただく場合もあります。

2. 必要証拠金と必要証拠金率

2-1. 外国為替証拠金取引、貴金属証拠金取引、オプション取引、各CFD取引

新たに建玉するために最低限必要となる取引証拠金を必要証拠金といい、取引金額に対する一定の比率（以下「必要証拠金率」と言います。）で設定されています。必要証拠金率は口座の区分（個人又は法人）や個別の銘柄によって異なり、銘柄の流動性や価格変動性あるいは法令等若しくは当社が加入する自主規制団体の規則等に基づいて当社が決定し、必要に応じて変更します。基本的なルールは以下のとおりです。

①法人が行う外国為替証拠金取引

金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を下回らないように、当社が設定します。為替リスク想定比率は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用いて算出され、1 週間ごとに再計算されます。ただし、同協会が取り扱わない通貨ペアについては、当社データを用いてほぼ同じ方法により算出した比率を下回らないように、当社が設定します。

②外国為替オプション取引・貴金属オプション取引

売り注文を出すときに限り必要となります。必要証拠金の額は、外国為替オプション取引、貴金属オプション取引ともに原資産である通貨ペア又は貴金属ペアの建玉を保有した場合と同じ証拠金計算方法により求めた額となります。ただし①の規制は適用されません。

③商品 CFD 取引

商品 CFD 取引では、銘柄により最低証拠金額が設定されたものがあります。各銘柄に設定されている必要証拠金率から計算される必要証拠金の額が、最低証拠金の額より小さい場合は、必要証拠金は最低証拠金額となります。商品 CFD 取引の必要証拠金は、発注前に必ず取引ツール等でご確認ください。

④上記以外の取引

平常時は銘柄の流動性や価格変動性あるいは法令等若しくは当社が加入する自主規制団体の規則等に基づいて当社が決定し、必要に応じて変更します。

2-2. 株価指数先物取引及び海外商品先物取引

先物取引の取引証拠金は、新たに建玉するために最低限必要となる必要証拠金と、建玉を維持するために必要となる維持証拠金の 2 種類があり、いずれも銘柄ごとに率ではなく一定の額として定められています。これらの取引証拠金は、銘柄の流動性や価格変動率、先物取引の規制あるいは法令諸規則等に基づいて決定されますので、それらの変動や変更等によって変更されることがあります。さらには当社の独自の判断によっても変更されることがあります。

*必要証拠金と維持証拠金は、先物取引所が定める取引証拠金を基準にして、当社が独自に定めるものです。お客様は当該取引所の証拠金制度ではなく当社が定める証拠金制度に従うこととします。

2-3. 必要証拠金率及び最低証拠金額の変更に関する注意

必要証拠金率及び最低証拠金額を変更する場合、当社は可能な範囲で取引ツール、当社ウェブサイト又は電子メール等で予告を行いますので、建玉を保有している場合又は取引を開始する場合は必ずお客様ご自身で常に最新の情報をご確認ください。特に必要証拠金率が引き上げられる場合は、その結果として建玉が自動ロスカットの対象となる可能性があります。常時確認することが困難な場合は取引証拠金に余裕を持たせてお取引を行ってください。

また、政治経済等の情勢が変化することで市場が混乱したりその可能性が高まったりした時、必要証拠金率及び最低証拠金額の変更が直前に行われること又は予告なく行われることがあります。そのような時は取引証拠金を追加したり建玉を縮小したりするなどリスク管理に十分ご配慮ください。

3. スワップポイントの取り扱い（外国為替証拠金取引及び貴金属証拠金取引に限ります。）

ロールオーバー処理で未決済の建玉を繰り越す際、受け取りのスワップポイントがあれば取引証拠金に加算され、支払いのスワップポイントがあれば取引証拠金から差し引かれます。受け取りのスワップポイントは当社の定める範囲で出金することもできます。詳しくは「6. 取引証拠金の返還」をご参照ください。

4. オーバーナイト金利・キャリングコスト・配当等調整金・借入金利の取り扱い

C F D取引では、ロールオーバー処理で未決済の建玉を繰り越す場合、オーバーナイト金利、キャリングコスト、配当等調整金、借入金利の計算が行われます（ただし原資産によって扱いが異なります）。これらがおお客様の支払いとなる場合は原則として1か月単位で取引証拠金から差し引かれます。

5. 純資産の計算と証拠金使用率

本取引では、サブ口座ごとに取引証拠金、未決済建玉の時価評価損益、決済済み建玉の損益、未受渡金額、手数料やミニマムチャージ等を総合的に計算して純資産を求め、取引ツールで提示します。また、純資産に対する必要証拠金の比率を以下の計算により求めます。この比率を証拠金使用率といいます。

$$\cdot \text{証拠金使用率} = \text{必要証拠金} \div \text{純資産} \times 100$$

証拠金使用率が一定水準に達すると自動ロスカットが作動しますので、建玉を維持するためには常にその水準を下回る状態に維持する必要があります。簡単な例でご説明しますと、必要証拠金が10万円で純資産が15万円であれば、証拠金使用率は $10 \div 15 \times 100 = 66.7\%$ となります。その後、相場が予想と反対の動きをして評価損を抱えた場合は純資産が減少しますので、証拠金使用率は上昇します。逆に、相場が予想通りに動いて評価益が発生した場合は純資産が増加しますので、証拠金使用率は低下します。その場合、評価益が必要証拠金を上回っていれば、追加で建玉を行うことも可能となります。なお、純資産の計算はほぼリアルタイム（おおむね3秒1回）で行われます。

6. 預り金の返還

当社は、お客様から余剰の預り金の返還請求を受け付けた時は、取引約款の定めに従い返還手続きを行います。返還可能額の計算はサブ口座単位で行い、原則として以下の額になります。ただし、証券C F D取引については次の7、外国証券売買取引では8で定めるルールが優先して適用されます

- ①建玉の損益評価額が益計算の場合は、純資産から損益評価額と必要証拠金（外国為替オプション取引・貴金属オプション取引において買い建玉を保有している場合はその買い建玉の権利行使に必要な証拠金を含む。②も同様。）を差し引いた額。
- ②建玉の損益評価額が損計算の場合は、純資産から必要証拠金を差し引いた額を下回る額。
- ③建玉がない場合は、純資産。
- ④オプション又は外国証券の買付け注文を出している場合は、当該買付けに必用な代金相当額を差し引いた額。

なお、②において「～を下回る額」と定めているのは、取引証拠金の返還によって未決済建玉に対して自動ロスカットが執行されることを避けるためです。また、未決済建玉がある場合、純資産は相場の変動によって変わりますので、請求額の算定にあたってはこれらの点に十分ご注意ください。また、お客様は以下のルールにあらかじめ同意することとします。

- ①取引証拠金の返還は、メイン口座からのみ行うことができます。なお、すべてのサブ口座間で資金の移動が可能です。
- ②取引証拠金の返還請求額が当社の定める出金締め切り時刻において返還可能な額を超過している場合、当社は一切の返還を行いません。
- ③取引証拠金の返還によって取引口座における取引証拠金の残高が 1,000 円以下になる場合、当社は請求額にかかわらず同残高が 0 円となるように返還手続きを行います。その際、サブ口座間の資金移動を行う必要がある場合は、当社はお客様に通知することなく当該資金移動を行います。
- ④お客様が当社に対して支払うべき費用等があり、取引証拠金の返還によって取引口座における取引証拠金の残高が当該額を下回ることとなる場合、当社はその下回る額を請求額から減じた額を返還します。
- ⑤1 営業日当たりの返還額は、返還請求額や返還可能な額にかかわらず、原則として 2 億円を超えないこととします。したがって返還請求額と返還可能な額がともに 2 億円を超えている場合は、分割による返還となり、返還が完了する日は返還請求額や返還可能な額によって変わります。ただし、当社は独自の判断により 2 億円を超えて返還を行うこともあります。分割による返還を行う場合は予定を事前にお客様にご連絡します。

7. 証券CFDのルール

証券CFD取引については、オーバーナイト金利、キャリングコスト、配当等調整金、借入金利が発生する場合がありますので、お客様は以下のルールにあらかじめ同意することとします。

- ①これらの商品の最終取引日から起算して3ヶ月以内の期間は、取引証拠金として最終取引日時点の純資産の10%相当以上の額を維持する。

8. 外国証券売買取引のルール

預り金の返還額は、当日の現金残高から未受渡しの支払い額を差し引いた金額と、純資産額を比較して少ない方の額を上限として行えます。また、口座に不足金が生じるような出金は、原則として行えません。

9. 預り金の保管方法

当社は、お客様からお預かりしているすべての金銭を、日証金信託銀行株式会社と締結した信託契約（金銭信託）により、当社固有の財産とは分離して保管しています。この信託保管の対象は、当社が破綻等した場合でも法的に保全されます。

*当該信託保管は、お預けいただいた金銭の当初の元本を保証するものではありません。

【3】注文方法

1. 注文形態

お客様は、当社がお客様に提供する取引ツールを使って注文の指示を行います。指示に際しては、取引ツールが指定する項目を正確にご入力ください。なお、取引可能な時間内であっても、流動性が低い場合など取引環境の状況によっては注文の指示ができない場合があります。

2. 注文の種類と機能

ご用意している注文の種類とその機能は下の表のとおりです。ただし、上場している取引所のルール、時間外取引かどうか、取引ツール、取引の種類、銘柄、注文形態等によって使用できる注文は異なりますので、お

取引に当っては必ず事前に当社ウェブサイト又は取引ツールで確認するか当社までお問い合わせください。

*各注文の機能は平常の市場環境を前提として説明されています。価格が急激に変動したり流動性が著しく低下したりするなど市場環境が異常な状態となった場合には、説明とは異なる結果が生じる可能性があります。

*注文の種類及び機能は予告なく変更される場合があります。

*以下の表で使用されている用語は、注文画面で使用されている用語と一致しない場合があります。ご不明な点は必ず事前に当社までお問い合わせください。

2-1. 2ウェイプライスボタンをクリックして行う注文

| 表記又は呼称 ボタンの色 | 機 能 | | | | | | |
|------------------|--|----|----------|----|---|----|--|
| ストリーミング注文 赤/青 | <p>この注文方法では、買い注文ボタンは赤色又は赤枠、売り注文ボタンは青色又は青枠で表示されています（*1）。ボタンをクリックすると、その時点で表示されていた価格で約定するようにシステムは動作します。ただし、価格動向や流動性によっては全く約定しない場合や一部しか約定しない場合もあり、それらの場合は未約定の部分に係る注文が即座にキャンセルされます（*2）。スリッページについては、お客様自身で事前に許容範囲を設定することができます。その範囲内であれば不利なスリッページが起こった場合でも約定しますし、範囲を超えると約定しません。許容範囲をゼロとして不利なスリッページを許容しない設定も可能です。また、制限なく許容することもでき、その場合は成行注文として執行されますが、有効時間は3秒です。有利なスリッページについては自動的に制限なく許容されます。</p> <p>*1：初期設定の場合。一定の変更は可能です。</p> <p>*2：このような注文方式はIOC注文と呼ばれます。IOCは「Immediate Or Cancel order」の略です。スリッページの許容範囲を設定した場合をリミットIOC、設定しない場合をマーケットIOCと呼ぶこともあります。</p> | | | | | | |
| ストリーミング注文 緑 | <p>この注文方法では、取引可能な状態の時には売り注文ボタン・買い注文ボタンともに緑色で表示されます。この状態でボタンをクリックすると、その時点で表示されていた価格ですべて約定するか、若しくはまったく約定しないかのいずれかとなります。スリッページは発生しません。なお、ボタンの色が変わる場合があります、その意味は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>背景</th> <th>表す意味と注意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黄色</td> <td>表示価格はあくまで参考価格です。マイナーな銘柄や注文数量が大きい場合など、取引が成立しにくい状況であることを示します。成行注文を執行すると、表示価格とは異なる水準で約定する可能性が高いため、お取引にあたっては、かならず実勢価格を事前にご確認ください。</td> </tr> <tr> <td>紫色</td> <td>表示価格は実勢価格を反映していません。取引時間外のため更新されていない場合や遅延価格である場合が該当します。紫色表示のときに成行注文を執行すると、表示されている価格とは異なる水準で約定する可能性が高いため、十分にご留意ください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*実勢価格とは、取引の対象となる金融商品等が実際に取引されている価格をいいます。ディレイ価格は、取引の実勢から一定時間（15分や20分など）遅延して配信される価格をいいます。これに対して遅延なく即時配信される価格をリアルタイム価格といいます。</p> | 背景 | 表す意味と注意点 | 黄色 | 表示価格はあくまで参考価格です。マイナーな銘柄や注文数量が大きい場合など、取引が成立しにくい状況であることを示します。成行注文を執行すると、表示価格とは異なる水準で約定する可能性が高いため、お取引にあたっては、かならず実勢価格を事前にご確認ください。 | 紫色 | 表示価格は実勢価格を反映していません。取引時間外のため更新されていない場合や遅延価格である場合が該当します。紫色表示のときに成行注文を執行すると、表示されている価格とは異なる水準で約定する可能性が高いため、十分にご留意ください。 |
| 背景 | 表す意味と注意点 | | | | | | |
| 黄色 | 表示価格はあくまで参考価格です。マイナーな銘柄や注文数量が大きい場合など、取引が成立しにくい状況であることを示します。成行注文を執行すると、表示価格とは異なる水準で約定する可能性が高いため、お取引にあたっては、かならず実勢価格を事前にご確認ください。 | | | | | | |
| 紫色 | 表示価格は実勢価格を反映していません。取引時間外のため更新されていない場合や遅延価格である場合が該当します。紫色表示のときに成行注文を執行すると、表示されている価格とは異なる水準で約定する可能性が高いため、十分にご留意ください。 | | | | | | |

2-2. 注文チケットによる注文

| 表記又は呼称 | 機 能 |
|--------|---|
| 成行 | <p>約定価格や有効期限は指定しないで注文する方法で、マーケット注文と呼ぶこともあります。2ウェイプライスの場合、お客様はビッドで売ることになり、アスク（又はオファー）で買うこととなります。希望する約定価格を指定しないため、平常の市場環境であれば約定しやすい注文方法ですが、注文が取引ツールで処理される時点の最新価格で約定しますので、市場の状況によっては注文時の価格に対するスリッページが発生する場合があります。その場合は、お客様にとって有利</p> |

| | |
|--|---|
| | な場合も不利な場合もあります。また、流動性の状況や注文数量の大きさによっては約定に時間を要することもあります。さらに、外国証券売買取引では取引量に対して過度に大きな成行注文を出した場合、取次先が注文を受け付けないような場合があります。 |
| 指値 | 希望する約定価格と有効期限を指定する注文方法で、リミット注文と呼ぶこともあります。指値注文が約定する場合は、基本的に指定した価格で約定しますが、お客様にとって有利な価格で約定することもあります。また、部分的に約定する場合があります。 |
| SaxoTraderPRO の表記： 逆指値 SaxoTraderGo の表記： 逆指値（成行） | <p>実勢価格が指定した価格以下に下がったら売りの成行注文を執行し、指定した価格以上に上がったなら買いの成行注文を執行する注文方法です。ストップ注文、ストップロス注文と呼ぶこともあります。成行注文として執行されますので平常の市場環境であれば約定しますが、指定価格に対してスリッページが発生することがあります。その場合、可能性としてはお客様にとって有利な場合も不利な場合もありえますが、注文の性質上は不利となる場合のほうが多いと言えます。この注文には以下の二つの選択肢があります。</p> <p>(1) ビッド逆指値 買いの逆指値（成行）注文に適用されます。注文執行の基準をビッドとしており、実勢のビッドが指定価格に達した際に買いの成行注文が執行されます。指定価格よりもスプレッド分だけ不利なアスクにスリッページを加味した価格で約定します。</p> <p>(2) アスク逆指値 売りの逆指値（成行）注文に適用されます。注文執行の基準をアスクとしており、実勢のアスクが指定価格に達した際に売りの成行注文が執行されます。指定価格よりもスプレッド分だけ不利なビッドにスリッページを加味した価格で約定します。</p> |
| SaxoTraderPRO の表記： ストップリミット SaxoTraderGo の表記： 逆指値（指値） | 市場価格が指定した価格以下に下がったら売りの指値注文を執行し、指定した価格以上に上がったなら買いの指値注文を執行するという注文方法です。上の逆指値／逆指値（成行）注文では、注文の執行に係る価格のみ指定しますが、この注文では約定に係る価格も指定します。執行基準が満たされた場合に指値注文が執行されますので、約定する場合は基本的に指定価格で約定しますが、お客様にとって有利な価格で約定することもあります。一方、注文が執行されても約定しない場合があります。注文執行の基準は、買いの場合はビッド、売りの場合はアスクとなります。 |
| 逆指値（トレイリング追随型） | 市場の変動に合わせて逆指値の価格を自動的に引き上げたり引き下げたりする注文方法。 |
| SaxoTraderPRO の表記：イフダン SaxoTraderGo の表記：I F D | 優先順位のある二つの注文を同時に出し、1次注文が成立したら2次注文が自動的に有効になる注文方法。イフダン（If Done）は「もし注文が約定したら」の意味。 |
| OCO | 二つの指値注文又は逆指値注文をセットにして同時に注文を出し、一方の注文が約定した場合に他方の注文が自動的にキャンセルされる注文方法。 |
| IFD-OCO | IFD 注文の2次注文を OCO とする注文方法。 |
| ビッド・トレイリングストップ | 市場の変動に合わせて逆指値の価格（ビッド基準）を自動的に引き上げたり引き下げたりする注文方法。 |
| アスク・トレイリングストップ | 市場の変動に合わせて逆指値の価格（アスク基準）を自動的に引き上げたり引き下げたりする注文方法。 |

3. 注文の有効期限

注文の有効期間は注文方法や銘柄によって異なりますので、取引ツールにてご確認ください。なお、先物を原資産とした取引ではその限月の最終取引日を超える期限を指定することはできません。

4. スプレッド

2ウェイプライスでは、お客様から見た売り価格をビッド、お客様から見た買い価格をアスク又はオファーといいますが、ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。したがって、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下したりするなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

【4】自動ロスカット

1. しくみ

本取引のうち証拠金取引では自動ロスカットが採用されています。そのしくみは次のとおりです。

- ①純資産を計算します。純資産は、サブ口座単位で、取引証拠金、未決済建玉の時価評価損益（計算にはビッドとアスクの中間値を用います。）、決済済み建玉の損益、手数料やミニマムチャージ等（取引の種別・コースによって手数料やミニマムチャージは課金されない場合もあります。詳しくは各取引の説明をご参照ください。）を総合的に計算して求めます。計算はほぼリアルタイム（概ね3秒1回）で行われ、取引ツール上で確認することができます。
- ②証拠金使用率（純資産に対する必要証拠金の比率）を以下の式で求めます。
証拠金使用率 = 必要証拠金 ÷ 純資産 × 100
- ③証拠金使用率が一定の条件を満たした場合、お客様に事前に通知することなく、またお客様のご意思に関わらず、原則として以下の処理が行われます。これを自動ロスカットといいます。
 - 未約定の注文すべてを取り消す
 - 建玉すべてについて成行注文で反対売買を行う

*CFD取引の場合、原資産が取引される市場の取引時間に応じて個々に取引時間が異なっています。そのため、自動ロスカットによる成行注文が実際に執行されるタイミングは、個々の取引時間に応じたタイミングとなり、必ずしも当該成行注文の発注と同時であるとは限りません。

2. 執行条件

2-1. 個人口座

証拠金使用率が100%に達した時点で自動ロスカットが執行されます。

なお、米国主要証券取引所*に上場している外国証券（現物）、個別株CFD、その他証券CFDにおける時間外取引について、価格変動や為替変動等の影響を受け、証拠金不足になる場合があります。時間外においても証拠金不足になると強制決済が発動されますが、発動した強制決済注文は通常の取引時間が始まってから約定されます。

*NYSE（ニューヨーク証券取引所）、NYSE Arca（エヌワイエスイーアーカー）、NASDAQ（ナスダック）、NYSE American、BATS BZX

2-2. 法人口座

個人口座と同じく、証拠金使用率が100%に達した時点で自動ロスカットが執行されます。なお、お客様は以下の特別ルールの適用を、当社が定める方法で当社に申し出ることができます。その場合は、当社が事前に承諾し、その通知を書面又は電子メールで行ったときに限り、上記の通常ルールに替わって当該特別ルールが適用されます。

なお、米国主要証券取引所に上場している外国証券（現物）、個別株 CFD、その他証券 CFD における時間外取引について、価格変動や為替変動等の影響を受け、証拠金不足になる場合があります。時間外においても証拠金不足になると強制決済が発動されますが、発動した強制決済注文は通常の取引時間が始まってから約定されます。

【法人口座の特別ルール】

証拠金使用率が 100%以上となった場合に、証拠金使用率が 90%を下回るように建玉の一部又は全部が成行注文によって決済されます。この決済は取引システムにより次のアルゴリズムに従って執行されます。

- 証拠金使用率が 90%を下回りかつできるだけ 90%に近くなるように決済対象を計算します。
- 建玉が複数ある場合は、評価損の減少率ができるだけ同じ比率になるように計算します。
- 部分決済の結果、残玉が最低取引単位に満たなくなる場合は全て決済します。

なお以下の点については十分にご留意ください。

- 部分決済の処理中やその処理後に新たな評価損が発生し、結果的に全ての建玉が決済される可能性もあります。
- 部分決済の対象によってはミニマムチャージが課金される場合があります。

3. 自動ロスカットの注意点

3-1. 自動ロスカットの約定

自動ロスカットの決済は成行注文で行われますが、市場の流動性が低下している場合、取引対象の価格の変動が激しい場合、原資産の取引が行われていない時間帯など、状況によっては直ちに決済注文が約定せず、取引証拠金の使用率が執行水準を超えた状態で決済が完了する可能性があります。特に以下のような場合は、執行水準から離れた水準で決済が完了することがあります。

- 経済規模が小さい国の通貨や原資産の取引量が少ない CFD などともと流動性が低い場合
- 重要な経済指標の発表前後や月曜日の早朝など流動性が低下している場合
- 価格変動が平常時よりも激しくなっている場合
- 取引規制や取引時間に起因して決済注文の約定が困難な場合

したがって、自動ロスカットは決済完了後の証拠金使用率が執行水準以下にとどまることを保証しませんし、お預かりした取引証拠金を超える損失が発生する可能性もあります。そのような場合でも、自動ロスカットの結果確定した損失はすべてお客様の計算に属し、当社はその責を負いません。

以上を考慮して、証拠金使用率にはなるべく余裕を持たせることが肝要ですし、市場の状況によっては建玉を縮小するなどの対応を検討いただきますようお願いいたします。なお、自動ロスカットのルールは、対象銘柄の規制若しくは制度の見直し又は当社の判断により合理的に変更することがあります。

3-2. 通常注文との関係

自動ロスカットの決済注文は、お客様がお客様のご意思で行う通常の注文とは異なる体系で独立して処理されます。このため、前者の注文よりも後に発注された後者の注文が先に約定するケース、あるいはその逆のケースが生じる可能性があります。

3-3. 決済済み建玉の表示

自動ロスカットにより決済された建玉は取引ツール上にスクエア状態で表示されますが、ロールオーバー処理が完了した時点で消去されます。なお、一方又は両方の建玉に関連注文を付加すると、建玉が繰り越されますのでご注意ください。

3-4. 決済済み建玉の表示

自動ロスカットのために発注数量によってはミニマムチャージが課金される場合があります。

【5】評価損の限度額

本取引（外国証券売買取引を除きます。以下この項において同じ。）では、過当投機防止の観点等から、未

決済建玉に係る評価損の上限金額を設けています。取引口座の評価損（評価益がある場合は相殺します。）が 10 万ユーロ相当額以上になると、当社は取引口座内の建玉の一部又は全部を決済するなどして、評価損を実現損へ振り替える処理を行うことがあります。当該処理の実施に係る判断並びに処理方法の決定は当社が独自に行いますが、実施する場合は事前にお客様に通知しますので、一定の期間はお客様ご自身による対応も可能です。なお、取引証拠金が十分にあり自動ロスカットの基準には達していない場合でも、本ルールが優先します。

当該処理はすべてお客様の計算によって行われ、確定した損失についてはお客様が責任を負います。

【6】両建取引

1. 両建取引とは

両建取引とは、FXやCFDなどの証拠金取引において、同一銘柄で同一数量の買い建玉と売り建玉が決済されずに維持される状態を言います。お客様は、お客様自身の投資判断により両建取引を希望される場合にこれを行うことができますが、次に記載のリスクをよく把握したうえで、経済合理性を欠くおそれがある取引であることを認識したうえでお取引ください。

2. 店頭取引

取引ツールの設定画面あるいはトレード（取引）チケットから、FX、MX、CFD 取引に関して、決済方法を両建て方式あるいは FIFO 方式から選択することができます。

- ① 両建て方式を選択すると、同一銘柄で同一数量の買い建玉と売り建玉が相殺決済されずに維持されます。決済をする場合には、個別建玉を選択して決済することができます。また、両建て状態の建玉は、建玉管理画面から FIFO 方式に変更することができますが、その際に関連する指値・逆指値注文は取り消されます。
- ② FIFO 方式を選択すると、同一銘柄の売り建玉と買い建玉が約定すると、対当する数量については建玉の古い順から即座に決済が行われます。
- ③ 全決済機能を使用することで、両建て、FIFO に関わらず同一銘柄の全ての建玉を決済することができます。両建て方式の建玉に関しては、確認用の取引チケット上に「当該銘柄のすべての建玉は FIFO に変更され、関連注文はすべて取消されます」との確認チェックボックスがデフォルトでチェックされています。チェックを外さない限りすべての建玉は FIFO 方式に変更のうえ決済され、すべての関連注文は取消されますのでご注意ください。

2-1. 両建取引の取引証拠金

建玉が両建状態にある場合は、対当する建玉のいずれか少なくない取引額を基準として算出した取引証拠金を全体の取引証拠金とします。これをマックス方式といいます。したがって、売り建玉と買い建玉の両方の取引証拠金が必要になるということはありません。

2-2. 両建取引のリスク

建玉が両建状態にある場合は、次の①～③で示すようにお客様にとって不利益となる点があります。

- ①両建状態になりますと、オーバーナイト金利は原則として受取りと支払いの両方が発生しますが、支払い額の方が受取り額よりも多くなります。
- ②両建状態の建玉をそれぞれで決済すると、両建状態にならない場合に比べて二重にスプレッド等の負担が生じたり、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差の負担が生じたりします。
- ③両建状態の建玉にそれぞれミニマムチャージが課金される場合、両建状態にならない場合に比べて二重にミニマムチャージの負担が生じます。

2-3. 両建取引の制限

建玉の評価損が純資産の2倍を超える状態で両建取引を行うことは、本取引における禁止行為の一つとなっています。もしそのような状態となった場合、当社はお客様に事前に通知したうえで、お客様の計算において両建状態を解消し評価損を実現損にする措置を行うことがあります。この措置は当社が独自に判断して実

施します。

3. 先物取引

先物取引については基本的に両建取引はできません。ただし、当社は取引所が定めるルールに従いますので、予告なく変更される場合があります。お取引に当たっては必ず事前にお問い合わせください。

【7】建玉の決済

1. 決済の方法

本取引（外国証券売買取引を除きます。以下この項において同じ。）における建玉は、お客様ご自身が行う反対売買による決済の他、自動ロスカット、評価損が上限に達した場合の処理、建玉が取引期限（満期）を迎えた場合の処理若しくは取引約款に定められた強制決済等によって決済されます。決済によって円以外の通貨で損益等が発生した場合は、その時点での実勢相場に両替コストを加えた交換レートで自動的に円に交換されます。

2. 反対売買による決済

建玉は反対売買を行うことで決済することができます。反対売買が成立すると、次のように処理されます。

- ① FIFO 設定の場合は、元の建玉と反対売買によって成立した建玉が元の建玉の古い建玉から順番に即座に決済されます。
- ② 両建て設定の場合は、当該建玉を直接反対売買することでのみ決済できます。ただし、ロスカットの場合はこの限りではありません。
- ③ 必要証拠金が再計算されます

2-1. 決済時の注意点

両建て設定ではない方法で反対売買を行う場合、取引ツールはマックス方式でプレチェックを行います。そのため、当該注文によって成立しうる建玉と対当する建玉を比較し、いずれか少なくない取引額を基準として算出した取引証拠金が、取引口座に預託されていることが必要となります。

3. 差金決済に伴う金銭の授受

反対売買により行った差金決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を、取引証拠金に加算又は取引証拠金から差し引く方法により行うこととします。

約定価格差の円換算値 × 取引数量

*約定価格差とは、転売又は買い戻しにかかわる約定価格と当該転売又は買い戻しの対象となった新規の買付け取引又は新規の売付け取引に係る約定価格との差をいいます。

4. 不足金が発生した場合

本取引ではサブ口座の残高がマイナスの金額（以下「不足金」といいます。）になることがありますが、主な理由としては以下が挙げられます。

- ①急激な価格変動等により発生した損失額がお預かりしている取引証拠金を超える。
- ②配当等調整金や有料購読料などの諸経費等が課金される。

その他の理由も含めて不足金が発生した場合、お客様は直ちに取引証拠金の追加やサブ口座間の資金移動等によって不足金を解消していただきます。不足金の発生から5営業日が経過した時点でも当該不足金が解消されていない場合は、以下のルールが適用されます。

4-1. 相殺できる場合

他のサブ口座に余剰の取引証拠金がある場合は、当社は、お客様に事前に通知することなく、余剰の取引証拠金により当該サブ口座の不足金を相殺することができることとします。対象となるサブ口座や実施の時期

等の詳細は当社が独自に決定します。

4-2. 相殺できない場合

他のサブ口座に余剰の取引証拠金がない場合や上記の相殺を行ってもなお不足金が残る場合は、当社はお客様に対して電子メールにより不足金を請求します。お客様は、請求の日から5営業日後（当社が別途指定した場合はその日）の午後3時までに、請求金額以上の額を当社が指定する方法で当社に送金していただきます。当社が期日までに送金を確認できない場合、当社は、期日の翌日より履行の日まで年率5.0%の割合により計算した遅延損害金を受け取ることができることとします。

【8】各種書面の電子交付

1. 電磁的方法による書面の交付

金融商品取引法及び商品先物取引法では、当社からお客様に交付しなければならない書面がいくつか規定されています。当社では、これらの法律の規定に基づいて、当該書面に記載すべき事項を取引ツールや当社ウェブサイトに掲載する等の方法により提供させていただきます。これを「電子交付」と言い、お客様には当社が電子交付を行うことをご承諾いただきます。電子交付される書面の種類や具体的な方法等につきましては、取引約款をご確認ください。

2. 確認事項

お客様は、次の事項について確認を行っていただくこととします。

- ①お客様が、当社から電子交付を受けるために、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader の PDF ファイル閲覧用ソフト及び当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを備えていること。
- ②お客様が、プリンタ等によって閲覧ファイルあるいは顧客ファイル等の記載事項を印刷することが可能であること。

【9】リスク

本取引に関するリスクについては冒頭の「リスク等重要事項について」や各セクションでもご説明しておりますが、ここでは改めてリスク全般を整理しています。それらのリスクを十分にご理解いただいたうえ本取引を行ってください。ただし、ここで説明されているリスクが全てであるとは限りません。お客様ご自身で、個々の取引のリスクについて検討を加えていただくことが肝要です。

当社は個々の取引や投資全般に関する助言を行いません。お客様は本取引に関するご自身の知識、経験、目的や財務状況等を十分に考慮してご自身でお取引に係る判断を行ってください。

1. 本取引は投機的な取引です

本取引は、取引対象の価格の動向によって利益が得られる反面、損失を被ることもある取引です。お客様が当社に預託された取引証拠金や売買代金等の元本又は取引による利益が保証されるものではありません。特に証拠金取引においては、レバレッジの効果を十分に認識してください。急激な相場変動等により、お客様が預託している取引証拠金の額以上の損失が発生する可能性もありますので、資金面では常に余裕を持ってお取引いただくようお願い申し上げます。

2. 市場と相場に関するリスク

2-1. 値動きについて

本取引における取引対象の価格は様々な要因を反映して変動しますので、値動きのリスクについては十分な認識が必要です。各国の経済や政治の情勢はもとより、各種の規制・処置、突発的な事件や天災地変、紛争、

需給関係、債券市場など他の金融市場の動向などが影響を及ぼすことがあり、時には非常に大きな動きや予測しがたい動きを示す可能性もあります。

2-2. 流動性等について

流動性が低下すると、当社がお客様に提示するスプレッドが拡大したり、お取引が困難になったり、あるいは不可能になったりすることがあります。具体的には以下の点に留意が必要です。

- 本取引ではお取引いただけない時間帯には建玉の新規保有、決済を行うことはできません。
- 戦争、地変、天変、紛争、各国の政策・規制の変更、金融市場における信用収縮その他の特殊な状況が発生した場合、流動性が著しく低下することがあります。
- 各国当局や取引所の規制・処置などによる取引の制限、取引システムや通信の障害等により市場の取引が困難になることあるいは停止されることがあります。

外国為替証拠金取引・外国為替オプション取引ではさらに以下の点にも留意が必要です。

- 当社の営業日であっても各国の祝祭日にあたる場合は流動性が低下することがあります。
- 経済規模の小さな国の通貨などは平常時でも相対的に流動性が低い傾向にあります。
- 月曜日の未明から早朝にかけての東京市場が開く前の時間帯は、もともと市場全体の流動性が低い傾向にあります。

証券CFD取引・商品CFD取引ではさらに以下の点にも留意が必要です。

- 証券取引所や先物取引所などの原資産市場で原資産の価格が制限値幅に達し、取引が停止された場合、当該CFD取引のお取引が困難となる場合があります。
- 原資産市場によっては取引可能な数量に限りがある場合があり、注文の数量が大きい場合は当社の判断で当該注文を取り消す可能性があります。
- 個別株CFD取引では、当該銘柄の需給関係によっては売り注文（新規・決済とも）が困難あるいは不可能なことがあります。

2-3. 気配値について

取引市場で流動性が著しく低下すると、実際の取引が成立しないまま価格だけが変動することがあります。このように市場に提示されながら取引を伴わない価格を気配値といいます。何らかの理由により、当社とお客様の取引が気配値に基づいて行われた場合は、当社は当該取引を事後に取り消します。

3. 異常レートに関するリスク

店頭取引においては、当社はカバー取引先が提示する価格をお客様に提示しますが、本システムの障害や誤作動、カバー取引先から当社が受け入れる価格の異常やご配信等により、市場の取引情勢から乖離した価格（以下「異常レート」と言います。）が提示される可能性があります。当社は、異常レートの発生を防ぐために善良なる管理者の注意を持って努力しますが、異常レートの発生を完全に防止することはできません。

異常レートで取引が約定した場合、当社は次のいずれかの措置を行います。なお、当該措置を行った場合、当社は速やかにお客様へ連絡を試みます。

- ① 当該約定を修正又は取消したうえ、本来あるべき取引証拠金残高と実際の取引証拠金残高に齟齬が生じている場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金残高に対して必要な調整を行い、本来あるべき取引状況との整合性を確保します。
- ② 当該約定を修正又は取消することなく、取引証拠金残高の調整のみをもって、本来あるべき取引状況との整合性を確保します。

お客様の側で異常レートの可能性に気づかれた場合は、当社までご連絡ください。ただし、そのレートが適用された日から2営業日以内とさせていただきます。また、異常レートがどうかの判定は当社が行い、お客様はその権利を主張することはできません。

4. 取引のしくみに関するリスク

4-1. 損失の限度について

当社は証拠金取引において「自動ロスカット」を採用しており、お客様の損失が拡大することに一定の歯止

めをかける措置を講じていますが、取引対象の価格が急激に変動したり流動性が低下したりする場合などには、お預かりした取引証拠金を超える損失が発生する可能性もあります。詳しくは「本章【4】自動ロスカット」をご参照ください。

4-2. 緊急処置について

取引対象の価格の変動が著しく大きくなった場合またその恐れがある場合、あるいは流動性の低下等で取引が困難となった場合などには、当社は緊急的な処置を行うことがあります。例としては、必要証拠金率を引き上げること、自動ロスカットに適用される証拠金使用率を変更すること、建玉制限の上限を引き下げること、お取引の受付を停止することなどが考えられます。こうした処置によってお客様の建玉が自動ロスカットの対象となるなどして、お客様が損失を被る可能性があります。また、こうした緊急処置を行う場合、当社は可及的速やかにお客様に通知しますが、取引対象が置かれた状況等によっては、やむをえず通知が直前となったり緊急処置を短期間・短時間のうちに変更したりすることがあります。

緊急処置はすべての取引対象でありえますが、特に先進主要国以外の通貨や取引量の少ない小型銘柄などにはご注意ください。

4-3. レバレッジについて

証拠金取引では、取引金額に比較して少額の取引証拠金で取引ができるため、損失が拡大する可能性があり、その損失額は、当社にお預けいただいた証拠金の額を上回る可能性があります。レバレッジは運用資金や経験に照らして無理のない範囲に収めるようにしてください。また、取引に必要な証拠金の額は変更されることがありますので、当社ウェブサイト又は取引ツールで定期的にご確認ください。

4-4. 証拠金の差し入れについて

取引証拠金の差し入れ方法には銀行振込（国内銀行）及びクイック入金があります。銀行振込の場合、お客様が手続きを完了されてから取引口座へ反映されるまでには、銀行と当社における処理時間が必要となります。当社は当社の銀行口座に入金があったことを確認した後、お客様の取引口座に反映させる事務処理を行います。この処理は一定の間隔で行っており、常時継続的に行っているわけではありません。こうしたことから、銀行振込の場合は、振込手続きの完了から取引口座への反映まで相応の時間を要する点にご留意ください。また、クイック入金の場合も、システムの不具合等によって取引口座への反映が遅れる場合があります。

*差し入れ方法の詳細については「本章【13】取引の開始と終了-2. 取引証拠金の差し入れ」をご参照ください。

4-5. 預り金の返還の1日あたりの上限について

当社がお客様に預り金の返還を行う場合は、原則として1営業日当たり2億円を超えないこととしております。もしお客様が2億円を超える返還を請求された場合は、分割による返還となる可能性があります。このことを踏まえたうえで、計画的に取引証拠金を管理してください。

4-6. ロールオーバー処理について

リアルタイムネットイングモードの場合、ロールオーバー処理では処理が完了するまでにある程度の時間を要します。この間も、取引画面に当該ポジションは表示されていますが、先入先出法に基づいて決済が行われるポジションについては、ロールオーバー処理が開始された後で、新たな関連注文を付加しないようお願いいたします。このような場合、処理完了後に決済済みとして表示されなくなったポジションとの関連付けが残ってしまいます。そのため関連付けを解消する必要がありますので、当社にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

5. 取引システム等に関するリスク

本取引では、取引にかかわる指図や照会の方法を、インターネットを利用したオンライン取引に限定しています。本取引のコンピューターシステム、インターネット、及びお客様がご使用になるコンピューターシステムや携帯端末（一部の携帯電話を含みます。）については、それぞれハードウェアやソフトウェア（OS等の基本的なソフトウェアと当社が提供する取引システムに係るソフトウェアの両方を含みます。）に障害・誤作動等が発生するリスクがあります。これらに起因してお客様の注文又は照会ができなくなることがあり、それによって不測の損失を被る可能性があります。

6. カバー取引に関するリスク

6-1. カバー取引

店頭取引においては、当社は、お客様と取引を行うに当たって逐一カバー取引を行っています。もしカバー取引先の経営や信用状況が悪化するなどの事態が生じると、カバー取引先の当社に対する金銭の支払いが遅延したり不能となったりする恐れがあります。その場合、お客様にも不利益がおよぶ可能性があります。

また当社とお客様の取引は、相応じるカバー取引の成立を必要条件としています。何らかの理由によってカバー取引が成立しない場合は当社とお客様との取引も成立しません。またカバー取引が事後に取り消された場合は当社とお客様との取引も取り消されます。さらには、カバー取引先が当社との取引に応じ得ない事態となった場合、当社は当社独自の判断においてお客様との取引を停止したり、建玉を決済したりすることがあります。こうしたことよって、お客様が取引上の損失を被る可能性があります。

6-2. ブローカーズオプション

カバー取引先が当社との取引に応じ得ない理由は多様で限定列挙することはできませんが、一つとしてブローカーズオプションがあります。これはカバー取引先が取引を行っているブローカーが取引に応じ得ない場合で、例として次のようなケースが想定されます。

- 個別株CFD取引で、ブローカーが当該銘柄の幹事証券になっているため、規制により取引が制限されている。
- 証券CFD取引で、売り注文時（新規・決済とも）に、品薄により当該銘柄が調達できない。
- 外国為替証拠金取引で、インターバンク市場の参加者が当局の取引規制を受けている。

7. 法規制リスク

法令等や当社が加入する自主規制団体の規則等の変更は、お客様にとって、実質的に不利な影響を与える可能性があります。

8. 非規制市場のリスク

店頭取引は、お客様と当社との相対取引であり、金融商品取引所や商品取引所を通じて取引されていません。そのため、規制市場における保護をうけることはできません。

9. 発行者の信用リスク

有価証券（株式や債券等）や有価証券を原資産とするCFDの取引では、その有価証券の発行者が倒産したり財務状況が悪化したりした場合、無価値となったり価格が大きく下落したりして不測の損失を被る可能性があります。

10. 当社の債務履行に関するリスク

本取引（先物取引及び外国証券売買取引を除きます。）はお客様と当社の相対取引であり、お客様の注文は当社が相手方となって成立させます。そのため、当社の信用状況によっては、損失が生じるおそれがあります。ただし当社は、お客様からお預かりしている取引証拠金については、すべて日証信託銀行株式会社と締結した信託契約（金銭信託）により、当社固有の財産とは分離して保管しています。この信託保管の対象は、万が一当社が破綻等した場合でも法的に保全され、お客様に変換されます。

*当該信託保管は、お預けいただいた取引証拠金の当初の元本を保証するものではありません。

11. 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引に特有のリスク

11-1. スワップポイントについて

スワップポイントは、外国為替証拠金取引では当該通貨国の短期金利、貴金属証拠金取引ではリースレートに概ね連動します。スワップポイントは、これらの変動によって、受け取りから支払に転じたり、買い建玉と売り建玉の双方が支払いとなったりする場合もあります。また、同一の銘柄では受け取り額よりも支払い額のほうが大きくなります。

11-2. 資金調達金利について

評価損益のある建玉を翌日に持ち越すと、資金調達金利の受け取り又は支払いが発生します。基本的には評価益の場合は受け取り、評価損の場合は支払いとなりますが、受け取り額よりも支払い額の方が多くなります。また、当該金利は短期市場金利に連動し、評価益があっても受け取り額がゼロとなるケースが発生します。実際の資金調達金利は取引ツールにてご確認ください。

11-3. 取引の制限について

外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引・CFD取引では、保有できる建玉の数量について一定の制限が設けられています。そうした制限によって、お客様が損失を被る可能性があります。

12. オプション取引に特有のリスク

12-1. 価格変動に関するリスク

オプションのプレミアムは、原資産の値動きに応じて変動しますが、その他にも、ボラティリティや有効期限までの残存期間などの影響を受けます。そのため、原資産とは異なる動きをする可能性があります。また、その変動率は原資産に比べて大きくなる傾向があります。

12-2. 残存期間に関するリスク

有効期限までの残存期間が1週間以内になると、転売及び買い戻しが制限され、為替市場の状況によっては注文が受け付けられない場合があります。また、有効期限当日は転売及び買い戻しができません。

12-3. 買方に特有のリスク

- ①オプション取引には権利行使の期限があり、有効期限に本質的価値がない場合には、権利は消滅します。この場合、買付け代金の全額を失うこととなります。
- ②プレミアムの時間的価値は、時間の経過に伴って失われます。

12-4. 売方に特有のリスク

- ①オプション取引の場合、買方の損失は買付け代金が上限になりますが、売方にはしくみ上の上限がありません。ただし、自動ロスカットが適用されますので、無制限に損失が拡大することはありません。
- ②オプション取引の場合、売方は、権利行使を受けたときは必ずこれに応じなければなりません。
- ③オプション取引では、原取引と同様に取引証拠金に関するリスクが発生します。また、取引証拠金はボラティリティ等によっても変動しますので、ボラティリティの急変動によって建玉の維持に必要な取引証拠金が増える可能性があります。

13. CFD取引に特有のリスク

13-1. オーバーナイト金利

原資産が限月のない取引であるCFD取引において建玉を翌日に持ち越すと、オーバーナイト金利が発生し、お客様の負担となる場合があります。オーバーナイト金利は原資産に係る短期金利の影響を受けて変動します。

13-2. キャリングコスト

原資産が限月のある取引であるCFD取引において建玉を翌日に持ち越すとキャリングコストが発生し、お客様の負担となります。キャリングコストは原資産を上場する取引所に預託すべき取引証拠金に対する一定の利率で算出されます。

13-3. 配当等調整金について

証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）では配当等調整金が発生する可能性があります。売り建玉の場合はお客様の支払いとなります。配当等調整金は原資産における配当等に応じて当社のカバー取引先が決定した金額となります。また、金銭配当以外のコーポレートアクションでは、種類によっては、お客様の建玉が増減したり未約定の注文が取り消されたりする場合があります。

13-4. 借入金利について

借入金利は証券CFD取引（限月のある取引を原資産とするものを除きます。）において発生する可能性があります。売り建玉の場合はお客様の支払いとなります。借入金利は原資産の貸借需給関係に応じて当社のカバ

一取引先が決定した金額となります。

14. 先物取引に特有のリスク

14-1. 国内との差異

先物取引（国内市場に上場しているものを除きます。）は、海外金融市場又は海外商品市場で行なわれる取引であることから、対象銘柄が国内市場の商品と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は異なる場合があります。

14-2. 取引所による規制措置

先物取引を扱う取引所では、サーキットブレーカー制度、値幅制限、建玉制限などが設けられている場合があります。また、取引の状況や経済環境などによっては、取引時間、取引証拠金、注文方法などを変更する場合があります。さらには、強制的に約定の取消や価格の訂正を行うことがあります。これらによってお客様の取引が制限を受けたりお客様が不利益を被ったりする可能性があります。

14-3. 取次ぎ先・清算参加者

国内・海外の金融商品市場又は海外商品市場へお客様の注文を取次ぐ当社の取次ぎ先において問題が発生したり、清算参加者に支払不能が発生したりする可能性があります。これらによってお客様の取引が制限を受けたりお客様が不利益を被ったりする可能性があります。

14-4. キャリングコスト

先物取引において建玉を翌日に持ち越すとキャリングコストが発生し、お客様の負担となります。キャリングコストは原資産を上場する取引所に預託する取引証拠金に対する一定の利率で算出されます。

15. 外国証券の売買取引に特有のリスク

15-1. 為替のリスク

外国証券売買取引では、買付けの際には円を外貨に転換して買付け、売付けの際には売却代金を円に転換します。買付けの際に比べて売付けの際に当該通貨間で円高となっていた場合には、為替差損が生じます。逆に円安となっていた場合には為替差益が生じます。

15-2. 流動性のリスク

外国証券売買取引では、その銘柄の取引量に対して過度に大きな注文（特に成行注文）を出した場合、取引所のルール等によって取次先が注文を受け付けない場合があります。

16. ETFに特有のリスク

16-1. 価格乖離のリスク

ETFはその対象となる株価指数等の値動きと基準価額の値動きが一致するように管理会社によって運用される商品ですが、その運用にあたっては、配当落ちや分配金の希薄化・濃縮化その他有価証券の組入れコストが生じることなどから、株価指数等と基準価額の値動きが一致しない場合があります。またETFの取引は、株価指数等と基準価額の水準等を参考になされるものですが、その市場価格は需給状況によって変動するため、基準価額等と市場価格の値動きが一致しない場合もあります。

16-2. 信用リスク

ETFのなかには、リンク債やOTCデリバティブ取引に投資するものがあります。これらについては信用リスクが存在します。

16-3. その他のリスク

- 市場動向の急変時等には、株価指数等に連動する運用が困難になる場合があります。
- 取引所が定める上場廃止基準に該当して、上場廃止になることがあります。
- 信託の継続が困難であると管理会社等が判断した場合、信託を終了する可能性があります。

17. ETNに特有のリスク

17-1. 発行者の信用リスク

ETNはETFと異なり裏付けとなる資産を保有せず、発行者となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETNの価格が下落する又は無価値となる可能性があります。

17-2. 価格乖離のリスク

ETNは、発行者の金融機関が対象指標とETNの一証券あたりの償還価額（ETFの基準価額に相当）が連動するよう保証しており、運用に掛かる手数料分を除き、トラッキングエラーは発生しません。しかし、市場での取引においては、ETNの市場価格は需給状況によって変動するため、ETNの一証券あたりの償還価額とETNの市場価格の値動きが一致しない場合があります。

17-3. その他のリスク

- 取引所が定める上場廃止基準に該当して、上場廃止になることがあります。
- 信託の継続が困難であると信託受託者が判断した場合、信託を終了する可能性があります。
- ETNは償還期日を迎えると償還されます。また指標値の急落等、一定の条件を満たすことにより早期償還される場合があります。

18. 評価損の限度額に関するリスク

本取引では、過当投機防止の観点等から、未決済建玉に係る評価損の上限金額を設けています。取引口座の評価損（評価益がある場合は相殺します。）が10万ユーロ相当額以上になると、当社は当該取引口座の建玉の一部又は全部を決済するなどして、評価損を実現損へ振り替える処理を行うことがあります。当該処理の実施に係る判断並びに処理方法の決定は当社が独自に行いますが、実施する場合は事前にお客様に通知しますので、一定の期間はお客様ご自身による対応も可能です。なお、取引証拠金が十分にあり自動ロスカットの基準には達していない場合でも、本ルールが優先します。

当該処理はすべてお客様の計算によって行われ、確定した損失についてはお客様が責任を負います。

【10】送金手数料

お客様から当社への送金にかかる諸費用は、通常の銀行振込の場合はお客様にご負担いただきますが、クイック入金をご利用になる場合は当社の負担となります。当社からお客様の銀行口座等への送金については当社が負担いたします。ただし、一月内において3回を越えた分については、お客様のご負担とさせていただきます。

【11】税の取り扱い

本項では、個人のお客様に係る税制度概要をご説明します。税制は変更されることがありますので、納税にあたっては国税庁のウェブサイトをご参照いただくか、税務署、税理士等の専門家等にお問い合わせください。

1. 税金の基本

税金は、課税所得に税率をかけて求めます。所得とは、収入から必要経費を差し引いたものです。例えばFXでは、売買差損益・スワップポイント・資金調達金利・オーバーナイト金利・キャリングコスト・借入金利・配当等調整金等の合計がプラスであれば収入となります。

必要経費としては、手数料、相場等を勉強するために購入した書籍や出席した有料セミナー、それらに要した交通費などが該当します。パソコンの購入代金や通信費は、どの程度が本取引関連で使用されたかを特定することが困難な場合が多いですが、実態に即していれば必要経費とすることができます。ただ、必要経費であるかどうかの判定は税務署が行いますので、その点にご留意ください。

所得から所得控除を差し引いたものが課税所得となり、最終的な課税の対象となります。

* 売買損益等は実現したものに限り、未実現の損益等は課税の対象外です。

2. 当社の取り扱いプロダクトと課税方式

| プロダクト | 課税方式 | 所得の種類 | 備考 |
|------------|--------|-------|---|
| 店頭金融デリバティブ | 申告分離課税 | 雑所得 | FX、FXオプション、CFD |
| 店頭商品デリバティブ | 申告分離課税 | 雑所得 | MX、MXオプション、商品CFD |
| 国内金融先物 | 申告分離課税 | 雑所得 | 株価指数先物 |
| 海外金融先物 | 総合課税 | 雑所得 | 株価指数先物 |
| 海外商品先物 | 総合課税 | 雑所得 | エネルギー、貴金属、農産物等 |
| 外国証券(売却益) | 申告分離課税 | 譲渡所得 | 多くの場合は「租税条約」によって外国では課税されず、国内株式と同様に、申告分離課税の対象となります。 |
| 外国証券(配当金) | 申告分離課税 | 配当所得 | 原則として、外国で源泉税が徴収され、その差し引かれた金額に対して再び国内で課税されます。国内での課税方法は国内株式と同様ですが、配当控除の適用はありません。なお、外国で源泉徴収された分は、一定の範囲内で所得税や住民税から控除することができる、外国税額控除制度があります。 |

3. 申告分離課税

申告分離課税では、他の所得とは切り離して税額が計算されます。税率は以下のようになっています。

- ・ 所得税（国税）…課税所得の 15%
- ・ 住民税（地方税）…課税所得の 5%

納税は確定申告によって行います。なお、1年間（1月1日～12月31日）の課税所得がマイナスであった場合、税金は発生しませんが、後述する損失の繰越控除を受けるためには、確定申告を行っておく必要があります。

* 雑所得の合計が 20 万円以下の場合には確定申告が免除されます。

* 確定申告の際には「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を添付します。

4. 総合課税

総合課税では、他の所得と合算して税額が計算されます。税率は累進課税となります。

5. 損益通算

損益通算とは、文字通り利益と損失を通算し、利益が残った場合にその金額をベースに課税する制度です。

同一のプロダクトであれば損益を通算するのは当然ですが、異なるプロダクトの場合は、税制によってその範囲が定められています。

* 「租税特別措置法第 41 条の 14（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」

6. 損失の繰越控除

年間の実現損益が損失となった場合、それを翌年以降に繰り越すことができる制度です。繰り越した年に利益が発生したときは、当該利益からその額を限度として繰越額を控除することができます。例えば、1年目に 10 万円の損失となり、2年目に 30 万円の利益となった場合、この利益から前年の損失を控除して 20 万円とすることができます。ただし、損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失となった年についても確定申告をしておく必要があります。

* 「租税特別措置法第 41 条の 15（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）」

| 損益通算が可能なグループと損失の繰越控除 | | | |
|----------------------|------------------------------|---------------|------------------------|
| 当社プロダクト | 店頭金融デリバティブ、店頭商品デリバティブ、国内金融先物 | 海外金融先物、海外商品先物 | 外国証券 |
| 他のプロダクト | 取引所F X、国内商品先物 | 他にはなし | 国内上場証券、特定公社債、特定公社債等の利子 |
| 損失の繰越控除 | 3年間 | 適用なし | 3年間 |

7. その他の注意事項

①外国株

外国の取引所で売買された株式やE T F・E T N等の有価証券に関する税の取扱いは、日本国内にお住まいであれば、基本的に国内株式と同様の取扱いとなりますが、為替の差損益も含めて計算されることや配当控除がないこと、外国税額控除の適用を受けることができるなど、国内株式と異なる場合もあります。

②外国税額控除制度

国際的な二重課税を排除するために、外国での源泉徴収がある場合、外国で納付した税額を一定の限度額の中で、国内の所得税や住民税から差引く制度です。下記の算式により計算した控除額を限度として控除できます。控除しきれなかった分は翌年以降3年間の繰越しが認められています。

外国税額控除の限度額＝その年の所得税の額×（その年の国外所得総額÷その年の所得総額）

③復興特別所得税

上記所得税には、復興特別所得税（国税）として所得税額の2.1%が加算されます。復興特別所得税は平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に発生した所得について課税されます。

④支払調書の提出

社取り扱いプロダクトは、所轄税務署に対して支払調書を提出することが義務付けられています。支払調書とは、お客様の取引を記録したもので、税務当局が税務の参考とする資料です。

⑤N I S A

当社の取扱商品は少額投資非課税制度（N I S A）の対象外です。

【12】個人情報の取り扱い

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取り組み方針として、個人情報保護方針及び個人情報保護宣言（以下「個人情報保護方針等」といいます。）を当社ウェブサイトに掲載しています。当社は、個人情報保護方針等を随時見直し、関係法令等の改正あるいは業務の状況に応じて改定することがあります。改定後の個人情報保護方針等は当社ウェブサイト上に掲載し、またお問い合わせがあれば回答する等の方法で公表します。

1. 個人情報等の取り扱いについて

お客様の個人情報等は、本取引を行っていただくうえでの、本人確認、口座開設のための審査及びお勧めする新しい商品やサービスのご案内（書面の郵送及び電子メールを含みますがそれらに限りません。）、その他当社の業務上必要な範囲で利用することとします。なお当社は、お客様が事前に同意されている場合、当社が業務の一部を外部に委託する場合、法令により必要と判断される場合、及び法的措置に対応する場合を除いて、お客様の個人情報等を第三者に提供することはありません。

2. 機微情報の取得・利用等について

当社は、法令上認められた場合や、業務上不可欠でありご本人の同意を得た場合を除いては、機微（センシティブ）情報にあたる個人情報を取得・利用等いたしません。

*機微（センシティブ）情報とは、個人情報保護法上の要配慮個人情報のほか、金融分野における個人情報保護に関す

るガイドライン第5条に定められる情報をいいます。

3. 外国にある第三者に対する個人データの提供

「個人情報の保護に関する法律」では、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならないとしています（第24条）。当社では、お客様が開示された個人情報を含むデータベースシステムの管理運営をサクソバンクに委託しており、同法の定めに該当します。ついては、お客様は外国にある第三者にお客様の個人データを提供することについて同意いただくこととします。

4. 通話の記録

当社はお客様と当社役職員との間の電話による通話を記録することがあります。このような記録又は記録を文書化したものはお客様と当社間の争議の解決に使われることがあります。

【13】取引の開始と終了

1. 取引口座の開設

1-1. 取引のリスク、しくみ、取り決め等の理解

本取引を開始されるにあたっては、まず本取引説明書及び取引約款その他当社が交付する資料を熟読して、取引のしくみ、リスク、取り決め等を十分にご理解いただき、ご自身の投資経験、知識、資力、取引目的に照らして慎重にご検討ください。

次に、当社のウェブサイトからインターネット経由で口座開設申込書を提出し、各手続きをご確認していただくことによって、お客様は当社に対して以下の事項を確認あるいは承認したものとさせていただきます。

- 本取引説明書、取引約款及びその他必要な資料等を熟読し、かつ十分に理解した。
- 本取引に関するお客様ご自身の経験、知識、目的、財務状況、期待される利益、及び取引に伴う大きな損失リスクを十分に考慮している。
- 「本章【8】各種書面の電子交付」に記載されたとおり、取引報告書及び残高報告書、証拠金の受領書あるいは各種の変更書面等について電子交付を受けることを承諾した。
- 「本章【9】リスク」をよく理解し、本取引が高いリスクを伴っていることを承知している。また、状況によっては、当社に預託した取引証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があることを承知している。
- 「本章【12】個人情報等の取り扱い」に記載されたとおり、お客様又は第三者から提供されたお客様の個人情報等を、当社が収集、保有、使用、開示することに同意した。

また、お客様が当社との取引を開始された後、当社が新たに本取引説明書や取引約款の変更書面等をお客様に交付（電子的方法による交付を含む。）し、お客様が当社と取引を継続された場合にも、お客様は当社に対して上記の事項を確認あるいは承認したものとさせていただきます。

1-2. 取引口座の開設手続き

取引口座開設の具体的な手順は次のとおりです。

- ①当社に本取引にかかわる取引口座を開設される場合、当社のウェブサイトよりお申し込みください。
- ②お申し込みが完了しましたら、当社に本人確認書類等を提出してください。
- ③口座開設のお申し込みをいただいたお客様につきましては、当社で口座開設の審査を行います。開設の可否につきましては、ご通知いただいたアドレスに電子メールを送信する方法でお知らせいたします。なお、口座開設をお受けできない場合の理由につきましては開示いたしません。
- ④口座開設を受諾させていただいたお客様には、開設処理を行った後、本取引に用いるユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。

お申し込み後に本人確認書類をご提出いただいていないお客様は、当社からご確認のお電話をさせていただくことがあります。また、本人確認書類の提出又は本人確認書類の不備に係る当社からの依頼に1ヶ月以上ご対応いただけない場合は、お申し込みをキャンセルさせていただくことがあります。

1-3. サブ口座の区分

取引口座の下には以下の区分ごとにサブ口座が設けられます。取引証拠金の管理はサブ口座単位で行われ、損益等はサブ口座間では通算されません。また、自動ロスカットもサブ口座単位で管理されます。

| サブ口座概要 | | 口座イニシャル | 同一サブ口座内で可能な取引 |
|------------|------------|--|---------------------------------------|
| 通貨系 | F X | S | 外国為替証拠金取引 外国為替オプション取引 |
| 証券系 | 株価指数CFD | I | 株価指数CFD取引 |
| | 個別株CFD | R | 個別株CFD取引 |
| | 債券CFD | B | 債券CFD取引 |
| | その他証券CFD | V | その他証券CFD取引 |
| | 株価指数先物（海外） | L | 海外株価指数先物取引 |
| | 株価指数先物（国内） | O | 国内株価指数先物取引 |
| | 外国証券 | Z | 上場外国証券売買取引（円貨建、一般口座） |
| | 外国証券 | D | 上場外国証券売買取引（米ドル建、一般口座） |
| | 外国証券 | T | 上場外国証券売買取引（円貨建、特定口座） |
| | 外国証券 | TU | 上場外国証券売買取引（米ドル建、特定口座） |
| | 外国株式等オプション | P | 上場外国株式・指数オプション取引、上場外国証券売買取引（円貨建、一般口座） |
| 外国株式等オプション | N | 上場外国株式・指数オプション取引、上場外国証券売買取引（米ドル建、一般口座） | |
| 商品系 | 商品デリバティブ | X | 商品CFD取引 貴金属証拠金取引 貴金属オプション取引 |
| | 商品先物（海外） | F | 海外商品先物取引 |

口座開設時の初期設定では、取引ツールに表示される銘柄がある程度絞られています。その他にご関心のある銘柄がおありでしたら、お手数ですが弊社までその旨をお電話、電子メール又はお問合せフォームにてご連絡ください。

2. 取引証拠金又は売買代金の差し入れ

本取引を開始するにあたっては、あらかじめ当社に、初回預託額以上の金銭（取引証拠金又は売買代金）を、当社が指定する通貨で差し入れていただきます。当社は、預り金を受け入れたときは、お客様に受領書として必要な事項を電子交付します（公布方法については「本章【8】各種書面の電子交付」をご参照ください）。当社でご入金を確認した後、お客様はユーザーIDとパスワードを用いることで取引ツールにログインすることが可能になります。

差し入れの方法は、銀行振込（ただし国内銀行に限る）及びクイック入金から選択できます（以下これらの方法による取引証拠金の差し入れを「送金」といいます。なおこれらの方法以外の方法をご利用いただけません）。ご本人名義以外による送金や海外からの送金については、当社は受け入れの拒否や返金等の対応を取らせていただきますので十分ご注意ください。またこの場合、返金のために手数料が発生するときは返金額から当該手数料が差し引かれます。

取引証拠金の受入れはメイン口座に限定されます。その他のサブ口座へ移動する必要がある場合は、お客

様ご自身で行ってください。

- *クイック入金とは、取引ツール上の操作で送金処理を行えるサービスです。クイック入金をご利用される場合の送金手数料は当社が負担いたします。原則として当社の取引時間中は24時間利用でき、操作を完了すると入金額が即時に取引口座に反映されます（土曜日の取引終了から月曜日の取引開始まではご利用いただけません）。ただし、システムの不具合等によって取引口座への反映が遅れる場合もあり、即時反映を保証するものではありません。また、ご利用は当社が提携している金融機関に限り、お客様がその金融機関とオンラインサービス等を受ける契約を結ばれている必要があります。提携金融機関については当社ウェブサイトでご確認いただき、金融機関との必要な契約等については当該金融機関にお問い合わせください。
- *初回のご入金に限り、クイック入金はご利用になれません。また、クイック入金は5千円以上のご送金を対象とさせていただきます。5千円未満ではクイック入金をご利用いただけません。
- *銀行振込の場合、お客様が手続きを完了されてから取引口座へ反映されるまでには、銀行と当社における処理時間が必要となります。当社は当社の銀行口座に入金があったことを確認した後、お客様の取引口座に反映させる事務処理を行います。この処理は一定の間隔で行っている点にご留意ください。
- *初めて取引ツールにログインしようとする場合、当社が定める額以上の取引証拠金が預託されていないとログインできません。
- *異名義入金（お客様ご本人以外の名義によるご入金）はお受けできません。異名義入金であることが判明した場合、当社は事前にお客様に通知することなく、取引口座から当該入金を差し引きます。それにより自動ロスカットの対象となったり注文ができなかったりしても、当社は一切の責任を負いません。
- *口座開設後に取引証拠金の差し入れがないお客様には、当社からご確認のお電話をさせていただくことがあります。

3. 注文

本取引を行うときは、取引ツールで注文の指図を行います。注文の執行時、取引ツールは必要証拠金が預託されているかどうかを事前にチェックします。これをプレチェックといい、もし十分に預託されていない場合、注文は執行されません。注文の種類や有効期限については「本章【3】注文方法」をご参照ください。

4. 取引報告書の交付

注文が成立したときは、当社は取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。交付方法については「本章【8】各種書面の電子交付」をご参照ください。

5. 決済

外国証券売買取引を除いて、建玉は反対売買を行うことで決済することができます。詳しくは「第6章 共通事項—【7】建玉の決済」をご参照ください。

5-1. 決済時の注意点

指定決済ではない方法で反対売買を行う場合、取引ツールはマックス方式でプレチェックを行います。そのため、当該注文によって成立しうる建玉と対当する建玉を比較し、いずれか少なくない取引額を基準として算出した取引証拠金が、取引口座に預託されていることが必要となります。

6. 預り金の返還

お客様が当社に預託された取引証拠金や売買代金等の金銭を出金する場合、すなわち当社に返還をご請求される場合は、マイページにログイン後、専用フォームにてご依頼ください。何らかのご事情でマイページにログインできない場合は、例外的にファックスでも受け付けます。ただし、それ以外の方法（電話・電子メール・来社など）では原則として受け付けませんので、あらかじめご承知ください。

当社は、お客様からの請求を受け付けた時は、本取引説明書及び取引約款の定めに従い請求額の返還手続きを行います。なお、建玉がない場合でも、建玉決済後のロールオーバー処理を経していない状態ではまだ返還可能額が確定していません。また、一部のCFD取引では、オーバーナイト金利、キャリングコスト、借入金金の清算は翌月に一括して行われ、配当等調整金は事由が生じた際に清算されるため、当該建玉を保有して

いた場合はそれらの処理が完了しないと返還可能額が確定しません。これらの事情によって取引証拠金の返還が一定の制限を受けますのであらかじめご承諾ください。

7. 現金残高の維持

お客様が建玉を保有している状態であるときは、純資産のうちの現金残高（取引証拠金の額）がマイナスにならないようにゼロ以上を維持してください。例えば、次のようなケースでは、現金残高がマイナスになる可能性があります。

- ①建玉に評価益が生じている時に、有料情報の購読費等が差し引かれる場合。
- ②評価益と評価損のある複数の建玉を保有している時に、評価損のある建玉を決済する場合。
- ③当日現金残高を超える未受渡しの支払い額がある場合。

これらのケースでは、評価益によって建玉は維持できるものの、現金残高がマイナスとなる可能性があります。お客様は、こうした事態が生じないように十分ご留意下さい。万が一、建玉を保有している状態で現金残高がマイナスとなった場合、当社はおお客様に対して必要な取引証拠金の追加預託を請求しますので、お客様は、当社が指定する方法で当社に送金していただくこととします。当社が指定する期日までにご送金を確認できない場合は、履行期日の翌日より履行の日まで年率 5.0%の割合により計算した遅延損害金を申し受けます。

また、建玉に評価益が生じており、現金残高がなくても建玉を維持できる場合でも、現金残高を超える額を出金すること（取引証拠金の返還）はできませんのであらかじめご承諾ください。

8. 取引口座の解約

8-1. お客様のお申し出による解約

お客様は、当社が指定する方法により本取引説明書及び取引約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）の解約を申し出ることができます。ただし、建玉が残っている場合や、お客様の当社に対する債務がある場合は、事前にそれらの決済ないし弁済が必要になります。解約した場合の取引証拠金の返還については、解約した時点から、国内金融機関の営業日を基準とした4営業日以内に、お客様があらかじめ当社に届け出ている本人名義の銀行等の口座に送金手続きを行います。

8-2. その他の解約

取引約款に規定する解約事由に該当した場合、本契約は解約されます。

8-3. 解約に関する措置

当社では、カバー取引の成立をお客様とのお取引に関する必要条件としています。このため、カバー取引先が特定のお客様に係るカバー取引に応じなければ、本契約の解約事由に該当します（取引約款第18条及び第25条）。この場合、当社は当該お客様との取引を停止し、取引口座を解約させていただきます。ただし、スプレッドを通常よりも拡大することでカバー取引先が取引に応じることがあります。この場合は、お客様がスプレッドの拡大に同意されますと、お取引を継続していただくことができます。

9. インサイダー取引

お客様が金融商品取引法に基づく「インサイダー情報」を保有している可能性がある場合と当社が判断した場合は、当該情報に関連する商品についてお客様の注文をお断りする場合があります。

10. 夜間・祝日のサポート

当社では、夜間や祝日でも海外市場が開いていて取引が可能である時は、電話によるお問い合わせ等に対応する体制としていますが、その場合の対応可能な業務の範囲は以下にとおりとさせていただきます。

①お客様に関する個別の案件

当日の対応はパスワードロックの解除に限定し、その他は翌営業時間内での対応となります。

②システム障害等影響が広範囲に及ぶと考えられる場合

可能な限り対応させていただきます。

11. 当社からの通知や報告

当社からの通知や報告の内容（通常は書面、電子メール、ウェブサイト又は取引ツールへの掲載によります）がそれらに限りません。）は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社オペレーション部（0120-007-390）に直接ご照会ください。

【14】会社概要

1. 会社概要

| | |
|---------|--|
| □商号 | サクソバンク証券株式会社 |
| □資本金 | 8億9000万円（2023年5月） |
| □本店所在地 | 〒106-6036 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー36F |
| □株主 | Saxo Bank A/S（本社：デンマーク王国コペンハーゲン）100% |
| □事業内容 | 金融商品取引業（関東財務局長（金商）第239号）第一種及び第二種 商品先物取引業（経済産業省並びに農林水産省許可） |
| □加入団体 | 一般社団法人金融先物取引業協会 日本証券業協会 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会 |
| □主要取引銀行 | 三井住友銀行 |

2. 沿革

| | |
|-----------|--|
| □平成18年4月 | 三井物産フューチャーズエフエックス株式会社として設立 |
| □平成18年10月 | 金融先物取引法に基づき金融先物取引業者に登録：関東財務局長（金先）第164号 社団法人金融先物取引業協会（当時）に加入 |
| □平成18年11月 | 三井物産フューチャーズ株式会社（三井物産株式会社100%子会社）より外国為替証拠金取引事業を吸収して営業を開始 |
| □平成19年6月 | アストマックス株式会社（JASDAQ）による買収に伴い商号をアストマックスFX株式会社に変更 |
| □平成19年9月 | 金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者に登録：関東財務局長（金商）第239号 |
| □平成20年8月 | 店頭FX事業の一部をIDO証券株式会社を承継会社として分割 |
| □平成21年3月 | 営業を休止 |
| □平成21年6月 | Saxo Bank A/Sによる買収に伴い商号をサクソバンクFX株式会社に変更 営業を再開 |
| □平成22年6月 | 日本投資者保護基金に加入 |
| □平成22年7月 | 日本証券業協会に加入 |
| □平成22年12月 | 商号をサクソバンクFX証券株式会社に変更 ひまわり証券株式会社より店頭FX事業の一部を譲り受け 経済産業大臣及び農林水産大臣より商品先物取引業者の許可を取得 |
| □平成23年1月 | 日本商品先物取引協会に加入 |
| □平成25年1月 | 株式会社カカクコム・フィナンシャルの店頭デリバティブ事業（kakakuFX、カカクキン）を会社分割により承継 |
| □平成25年3月 | バイナリータッチ・オプション取引（為替）のサービスを停止 |

| | |
|-----------------|--|
| □平成 28 年 2 月 | 商号をサクソバンク証券株式会社に変更 |
| □平成 28 年 3 月 | 総合口座サービスを開始 フォワードベースの外国為替証拠金取引、債券 CFD 取引、海外商品先物取引の取り扱いを開始 |
| □平成 28 年 12 月 | 商品先物取引業者の許可を更新 |
| □平成 30 年 6 月 | 金融庁に第二種金融商品業者として登録 |
| □平成 30 年 9 月 | 外国証券、国内外の株価指数先物取引、海外通貨先物取引、海外金利先物取引の取り扱いを開始 |
| □令和 2 年 5 月 2 日 | 海外通貨先物取引、海外金利先物取引の取り扱いを停止 外国株式オプションの取り扱いを開始 |

3. 業務の内容及び方法の概要

- 内容 当社は、以下の業務を扱っております。
- 店頭デリバティブ取引（通貨関連デリバティブ、有価証券関連デリバティブ及び商品デリバティブ）：取引の方法は相対取引となります。
 - 外国証券売買取引、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（金融先物取引）：取引の方法は外国業者への取次ぎとなります。
- 方法 (1) お客様の開拓について
マスメディアやイベント等を利用した宣伝広告等により、お客様の自発的なお申込みを喚起する方法を主としますが、デモ口座の開設に伴い勧誘を希望された場合に限り電話による勧誘・お客様情報の確認・満足度調査等を行います。口座開設のお申込みはお客様が当社ウェブサイトから行うこととし、その他の方法では受け付けません。お申込み後は適合性を審査させていただき、適格者であると判定した場合にのみお取引をさせていただきます。
- (2) お取引の勧誘・受託について
お取引の勧誘は基本的に行いませんが、既存のお客様やデモ口座を開設されたお客様に対しては、法令等の定める範囲で電話による勧誘を行う場合があります。訪問による勧誘は一切行いません。お取引の受託は当社の取引ツールを利用した注文に限定し、その他の方法ではお受けしません。

【15】禁止行為

金融商品取引法及び商品先物取引法により、当社又はその役員若しくは使用人が下記の行為を行うことは禁止されています。

1. 金融商品取引法・商品先物取引法に共通の禁止行為

1-1. 虚偽の告知や断定的判断の提供等

- 取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭デリバティブ取引行為又は店頭商品デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて取引契約の締結を勧誘する行為。

1-2. 損失補てんや利益の提供等

- 本取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三

者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。

- 本取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- 本取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。
- 取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）。

1-3. 不招請勧誘等

- 取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、当社が継続的取引関係にあるお客様に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されません。）。
- 取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- 取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず当該勧誘をする行為、又は勧誘を受けたお客様が当該取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- 取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。

1-4. 不適切な説明・表示等

- 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
- 取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。

1-5. 虚偽の相場、無断取引

- 取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により本取引を行う行為。

1-6. レバレッジ規制違反

- 通貨関連デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る契約を締結する時、お客様の純資産が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちにその不足額を当社に預託させることなく、当該契約を継続する行為。
- 営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る純資産が維持必要預託額に不足する場合に速やかにその不足額を当社に預託させることなく、当該契約を継続する行為。

1-7. その他（脅迫、両建勧誘、出金の拒否遅延、非外務員の外務員行為、勧誘意図を伏せたセミナー）

- 取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- 本取引につき、お客様に対し、当該お客様が行う本取引の売付け又は買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- 登録外務員以外の者に勧誘等外務員の職務を行わせる行為。
- 取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該取引契約の締結を勧誘する行為。

2. 金融商品取引法対象の商品（外国為替証拠金取引、外国為替オプション取引、株価指数CFD取引、個別株CFD取引、債券CFD取引、その他証券CFD取引、株価指数先物取引、債券先物取引）に係る禁止行為

2-1. 一任勘定取引関係

- 本取引につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、当社がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。

2-2. 自己取引

- 当社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の本取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として本取引をする行為。

2-3. スリッページ

- 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。
- 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

3. 商品先物取引法対象の商品（貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引、商品CFD取引、海外商品先物取引）に係る禁止行為

3-1. 取引単位を告げない勧誘、しつこい勧誘

- お客様に取引単位を告げないで勧誘すること。
- 決済を結了する旨の意思を表示したお客様に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

3-2. 情報の非通知、価格の非提示

- 受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
- 売付けの価格及び買付けの価格の双方がある場合に、これらの価格をお客様（個人のお客様に限ります。）同時に提示しないこと。
- 取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求したお客様（個人に限ります。）に提示しないこと。

【16】取引に関する用語集

本取引説明書で使用している用語や関連用語の一覧とその意味です。以下アルファベット順→あいうえお順で掲載しています。また、オプション関係の用語は最後にまとめて掲載しています。

●ETF/ETC/ETN

ETF (Exchange Traded Fund) は上場投資信託と呼ばれ、上場された株式と同じように、取引所を通して取引できる投資信託。ETC (Exchange Traded Commodity) はETFのバリエーションで、商品価格連動証券などと呼ばれる。その名のとおり商品価格(先物又は現物)と連動する上場有価証券。ETN (Exchange Traded Note) はETFと同様、株価指数や商品指数等に連動するが、ETFと異なるのは裏付けとなる資産が必要ない点で、発行者(銀行)の信用力のみを担保とする。上場債券や上場投資証券などと呼ばれる。

●FIFO

FIFO (First-in First-out) は建玉を決済する仕方の一つで、先入れ先出し法と呼ばれる。保有建玉に売りと買いが対当する銘柄が複数ある場合に、約定した日時の古いほうの建玉から順に決済していくルールのこと。FIFOにおいては、デイトレード(日計り商い)優先のルールはない。

FIFOの例 (同じ銘柄を取引した場合)

- | | |
|-------------------|---|
| ① 4月1日に1100円で1枚買い | ③④で特に決済対象を指定せず(すなわち新規注文か決済注文かの区別がなく)注文を出すと、反対の建玉があれば自動的に決済が行われる。③の売りでは①の買い建玉が転売決済され、④の売りでは②の買い建玉のうち1枚が転売決済される。そして、結果として②の買い建玉が1枚残る。 |
| ② 4月2日に1200円で2枚買い | |
| ③ 4月3日に1300円で1枚売り | |
| ④ 4月4日に1400円で1枚売り | |

●GMT (Greenwich Mean Time)

グリニッジ標準時又は世界標準時。

●GTC (Good Till Cancelled)

注文の有効期限を指定する方法の一つで、注文が約定するかキャンセルするまでを有効期限とする。

●NDF (Non-Deliverable Forward)

フォワード取引の一形態で、あらかじめ指定された将来の一定期日に決済を行うが、通貨等の交換を行う現物決済ではなく、差金決済を前提としている。

●相対取引(あいたいとりひき)

株式のような取引所取引とは異なり、売り手と買い手が直接に決めた価格やレートで取引すること。インターバンク市場はこの方式であり、市場参加者の銀行同士が直接取引を行っている。OTC取引(Over The Counter Transaction)ともいう。

●アスク (Ask)

価格を提示する側が売値を提示すること、又は提示された売値のこと。提示された側(お客様)にとっては買値となる。オファー(Offer)ともいう。

●インターバンク市場 (Interbank Market)

銀行間で行われる金融取引の市場。為替取引の場合は、最低取引単位は100万ドルで、数十億ドルの取引が一度に行われることもある。外国為替市場には特定の取引所がなく、EBS(外国為替電子取引システム)、ロイター通信端末、外為ブローカーなどを通して相対形式で取引が行われる。

●受渡決済(うけわたしけっさい)

売買取引において原資産とその対価の授受により決済する方法。

●売り建玉(うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が結了していないもの。ショート(建玉)ともいう。

●売戻し(うりもどし)

買い建玉を手仕舞う(買い建玉を減じる)ために行う売付取引。

●オーダー (Order)

取引における注文のこと。

●オーバーナイト建玉 (Over Night Position)

翌日以降に持ち越された建玉。そうした取引をオーバー・ナイト取引(Over Night Deal)という。

●押し目買い(おしめがいがい)

相場が上昇基調にある時に、一時的な下げ(と思われる)局面で買うこと。

●買い建玉(かいたてぎょく)

買付け取引のうち、決済が結了していないものをいいます。ロング(建玉)ともいう。

- 買い戻し（かいもどし）
売り建玉を手仕舞う（売り建玉を減じる）ために行う買付け取引。
- 外国為替取引（がいこくかわせとりひき）
ある国の通貨と他の国の通貨を交換することを「外国為替取引」といい、その交換する時の値段を「外国為替レート」と呼ぶ。
- 片道手数料
新規取引又は決済取引のそれぞれでかかる手数料。両者の合計額を往復手数料という。
- 関連注文
未決建玉に対して行う注文
- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
外国為替証拠金取引や有価証券店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいう。
- クォート、クォーテーション（Quote、Quotation）
取引において価格を提示すること、又はその価格。
- 気配値（けはいね）
外国為替市場のその時点における取引を反映した為替レート。
- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きのこと。ADRともいう。
- 差金決済（さきんけつさい）
店頭デリバティブ取引や先物取引等の決済に当り、原資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することで決済する方法のこと。
- 指値注文（さしねちゅうもん）
価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文。
- 直物取引（じきものとりひき）
インターバンク市場において最も取引高の多い取引形態。成約した日から2営業日後に実際の通貨の受渡しが行われる（ドル加ドルは翌営業日）。スポット取引ともいう。ニュースなどで報道される為替レートは一般的に直物取引のレートをさす。
- 資金調達金利（しきんちょうたつきんり）
基本的な概念としては、建玉の評価益を運用した場合の収益又は評価損を調達した場合のコストに当たり、短期市場金利に連動する。ただし、両者に適用される金利水準には差があり、収益よりもコストのほうが高く設定される。
- 市場介入（しじょうかいにゅう）
各国の中央銀行等が為替レートを一定の水準に維持する目的でインターバンク市場の取引に参入すること。一国だけで行う単独介入に比べ、各国が歩調を合わせて行う協調介入の方が、市場に対する影響度が強い。
- 自動ロスカット（じどうロスカット）
損失が所定の水準に達した場合に、建玉を強制的に決済する機能。
- 主要通貨（しゅようつうか）
世界の外為市場で取引量の多い通貨を言う。一般的にはドル、ユーロ、ポンド、円、スイスフラン、豪ドル、加ドルなどを指す。メジャー・カレンシー（Major Currency）ともいう。
- 証拠金取引
取引にあたって担保となる取引証拠金を預託して行う取引を言う。買い注文を出すに際して総代金を用意する必要がなく、売り注文を出すに際してその対象資産を用意する必要がない。決済は差金決済によって行われる。
- ショート（Short）
売り建玉のこと。

- スクエア
同一銘柄で同数量の売り建玉と買い建玉があること。
- スプレッド (Spread)
一般的には価格や金利の差を意味し、為替取引では主に売値と買値の差をさす。インターバンク市場では、取引の公正を保つために、取引相手方には売値と買値の両方を同時に提示する 2 ウェイプライス方式を採用している。例えば 115.00-03 のように相手から提示された場合、安い方のレート (115.00) が売りつけレート、高い方のレート (115.03) が買いつけレートとなる。
- スポット (Spot) 取引
インターバンク市場において最も取引高の多い取引形態。成約した日から 2 営業日後に実際の通貨の受渡しが行われる (ドル/加ドルは翌営業日)。直物取引又は現物取引ともいう。ニュースなどで報道される為替レートは一般的にスポット取引のレートをさす。
- スリッページ
顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があること。
- スワップポイント (Swap Point)
外国為替取引で一定期間後に通貨を交換する場合、期間に応じた取引通貨間の金利差調整分の受払いが生じる。この金利差調整分がスワップポイントの主な要因。例えば日本の金利より米国の金利が高いという状況では、ドル買い円売りを行った場合、受け取りの金利 (ドル金利) の方が支払いの金利 (円金利) より高いため、スワップポイントはプラスとなり、期間に応じた受け取りが生じる。逆にドル売りを行った場合は、スワップポイントの支払いが生じることになる。
- 建玉 (たてぎょく)
未決済の状態では継続中の取引。単に玉又はポジションともいう。
- 建玉制限
取引可能な建玉の規模に制限を設けること。上限は建玉の金額や数量等について設定される。
- デイトレード、デイト取引 (Daylight Deal)
翌日以降に建玉を持ち越さず、その日のうちに決済してしまう取引のこと。日計り取引。当社の場合は、毎朝行われるロールオーバー処理を区切りとした約 24 時間で新規建玉から決済までを行う取引。
- デリバティブ (Derivatives)
金融派生商品。株式や債券などの既存の金融商品をもとに生まれた新しい形態の金融取引。先物取引、スワップ取引、オプション取引等の総称。
- 店頭デリバティブ取引 (てんとうデリバティブとりひき)
外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引のこと。
- 店頭金融先物取引 (てんとうきんゆうさきものとりひき)
店頭デリバティブ取引のうち、通貨・金利等の金融商品の先物取引をいう。
- 特定投資家 (とくていとうしか)
店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。
- 途転 (どてん)
買い建玉から売り建玉に、又は、売り建玉から買い建玉に一気に転換すること。
- 値洗い (ねあらい)
未決済建玉がある場合に、その評価損益を一定の基準価格にもとづき再計算すること。
*当社では、リアルタイム計測によって、インターバンク市場の実勢レートを基準に、お客様の未決済建玉の損益評価を行い、当社の定める計算方法において、お客様の現在の預託証拠金状況を常に把握できるしくみを採用しています。
- 反対売買
反対売買というのは、買い建玉に対しては売り注文を出して、売り建玉に対しては買い注文を出して、既存の

建玉を決済する売買取引を指します。反対売買によって決済する場合、取引銘柄などが同じであることが必要です。

- 日計り商い（ひばかりあきない）
同一日に同一銘柄の買い付けと売り付けを行う行為。
- 評価損益（ひょうかそんえき）
未決済建玉に関して便宜的に評価した未実現の損益。
- バリュー・デイト（Value Date）
決済日のこと。インターバンク市場では、実際に通貨の交換を行う日をいう。
- ビッド(Bid)
価格を提示する側が買値を提示すること、又は提示された買値のこと。提示された側（お客様）にとっては売値となる。
- ピップ（Pip）
為替レートの値動きを示す最小の単位。通貨ペアにより異なる。ポイント（Point）ともいう。
- フォレックス（Forex）
外国為替のこと。Foreign Exchange の略。単にF Xともいう。
- フォワード（Forward）取引
先渡し取引のことで、インターバンク市場では通貨の受渡し期日（決済期日）が 2 営業日を越える取引を指す。フォワードレートは直物レートと金利から算出される。
- プロダクト（Product）
当社がお客様に提供する金融商品、金融デリバティブ、商品デリバティブなどを指します。
- ヘッジ（Hedge）
保険つなぎともいう。現物市場での価格変動リスクを先物取引やオプション取引を利用して回避するなどの行為。
- マーク・トゥ・マーケット（Mark to Market）
建玉を実際の市場レートで評価し、現在価値に引きなおすこと。評価替え。
- マーケット（Market）
市場のこと。為替取引では一般的にインターバンク市場を指す。
- 戻り売り（もどりうり）
相場が下降基調にある時、一時的な上昇（と思われる）局面で売ること。
- 夜間取引
通常の日中取引が終了した後、夜間に行われる取引のこと。夜間立合（やかんたちあい）、イブニング・セッション、ナイト・セッションとも呼ばれる。夜間取引で注文が成立した場合、取引所によっては注文の成立日を翌取引日の日付とする場合がある。
- 約定（やくじょう）
取引が成立すること。成立した値段を約定値又は約定価格という。
- 流動性（りゅうどうせい）
流動性とは、市場や取引の相手方がどれほど速やかに又はどれほど多くの注文を成立させることができるかという処理能力の度合いのことで、大量の注文でも速やかに成立させることができる市場は流動性が高いといえる。
- 両建（りょうだて）
一般的に両建とは、既存の建玉を決済せずに、新たに同一銘柄で売買区分が反対となる新規取引を行ない、売り買い両方の建玉を同時に持つこと。なお、当社の取引ツールでは同一銘柄で売り建玉と買い建玉があり、その一方又は両方に「両建てを ON にする」が選択されている状態をいう。
- レバレッジ（Leverage）
本来は梃子（てこ）の作用という意味。証拠金取引では、取引の総額がその取引を行うために必要とされる取引証拠金の何倍に当たるかを表す。

- **ロールオーバー (Roll Over)**

決済を一日ずつ繰り返して延べていくオペレーションのこと。インターバンク市場のスポット取引は通常、翌々営業日に決済されるが、外国為替証拠金取引においては、建玉を決済しない限り、決済を1営業日ずつ繰延べるため、長期間でも建玉を保有することが可能となる。ロールオーバーの際にスワップポイントの受け取り若しくは支払いが生じる。

- **ロスカット (Loss Cut)**

損切り。建玉が損勘定になっている場合に、それ以上の損失拡大を防ぐために取引を終了すること。

- **ロング (Long)**

買い建玉のこと。

オプション取引関係の用語

- **アウト・オブ・ザ・マネー (Out Of The Money)**

権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損失が発生する状態のこと。コールオプションでは権利行使価格が原資産の価格を上回る場合、プットオプションでは権利行使価格が原資産の価格を下回る場合をいう。

- **アット・ザ・マネー (At The Money)**

権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損益が生じない状態のこと。コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と原資産の価格が等しい場合をいう。

- **イン・ザ・マネー (In The Money)**

権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のこと。コールオプションでは権利行使価格が原資産の価格を下回る場合、プットオプションでは権利行使価格が原資産の価格を上回る場合をいう。

- **エクササイズ (Exercise)**

権利行使のこと。

- **カバード・コール (Covered Call)**

原資産の保有とコールオプションの売りを組み合わせたもので、利回りの向上を狙う場合などに用いられる投資戦略のひとつ。

- **ガンマ(γ)**

オプションのリスク指標のひとつで、原資産の価格変化に対するデルタの変化額を表す。

・ $\text{ガンマ} = \text{デルタ値の変化幅} / \text{原資産価格の変化額}$

ガンマの値が大きくなるほど、原資産の価格が変動した時のデルタの変化が大きくなり、ガンマが小さくなれば、原資産の価格が変動してもデルタの変化は小さくなる。なお、価格変動リスクを回避するためにデルタヘッジを行う時、ガンマの値が大きければデルタの変動も大きくなるために、建玉を頻繁に調整する必要が生じる。

- **権利放棄 (けんりほうき)**

オプションの買方が、権利行使期間満了日になっても権利行使を行わないことを「権利放棄」という。

- **限月 (げんげつ)**

一般的に取引所に上場されている先物取引やオプション取引においては、取引可能な期間があらかじめ定められており、その期間が満了する月を「限月」という。また、例えば5月に取引最終日を迎える取引を「5月限(ぎり)」、7月に取引最終日を迎える取引を「7月限」と呼んで各取引を区別する。

- **ストライクプライス (Strike Price)**

権利行使価格のこと。

- **ストラドル (Straddle)**

オプション取引において、原資産の価格変動性に着目した投資戦略で、同じ限月、権利行使価格のコールオプションとプットオプションを組み合わせたもの。

- **ストラングル (Strangle)**

オプション取引において、原資産の価格変動性に着目した投資戦略で、同じ限月のコールオプションとプットオプションを異なる権利行使価格で組み合わせたもの。

●セータ(θ)

オプションのリスク指標のひとつ。時間変化に対するオプション価格の変化額を表し、次のように表記することができる。

・セータ＝オプション価格の変化額/残存日数の減少

オプションの価値は時間の経過とともに減少するが、セータの値が大きくなるほど、1日経過したときのオプション価格の減少が大きくなる。

●デルタ(Δ)

オプションのリスク指標のひとつ。原資産の価格変化に対するオプション価格の変化額を表し、次のように表記することができる。

・デルタ＝オプション価格の変化額/原資産価格の変化額

デルタは0から1の間の値をとり、1に近づくほどオプション価格と原資産価格の連動性が強くなる。仮に原資産の値動きと同じだけオプション価格も変動すればデルタは1である。デルタはイン・ザ・マネーになるほど1に近づき、アウト・オブ・ザ・マネーになるほど0に近づく。保有するオプションの価格変動リスクをヘッジする場合、デルタを指標として利用することができる（これをデルタヘッジという）。例えば、デルタが0.5のとき、オプションの建玉1に対して原資産の反対建玉0.5を保有すれば、建玉全体では原資産価格の変動に対して中立となる。

●ブラック・ショールズ・モデル (Black & Scholes Model)

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズが考案したオプションの理論価格の計算モデル。計算に必要なデータ（原資産の価格、権利行使価格、残存期間、変動率、金利）が容易に入手でき、計算も簡易に行うことができるため、実務界では広く用いられている。

●プロテクティブ・プット (Protective Put)

原資産の保有とプットオプションの買いを組み合わせたもので、原資産の価格下落リスクを回避する場合などに用いられる投資戦略のひとつ。

●ベガ(v)

オプションのリスク指標のひとつ。原資産のボラティリティ変化に対するオプション価格の変化額を表し、次のように表記することができる。

・ベガ＝オプション価格の変化額/ボラティリティの変化幅

ベガは、権利行使価格、有効期限（満期日）が同じであれば、プット、コールとも同一の値となり、アット・ザ・マネーで最大となる。

●ボラティリティ (Volatility)

原資産の価格変動の度合い（激しさ）のことで、一般的に標準偏差で表される。変動が激しい状況ではボラティリティは高い数値となる。ボラティリティには二つのタイプがあり、過去の価格の変動から求めたものをヒストリカル・ボラティリティ(H.V.)といい、実際にオプション取引が成立した時のオプション価格からブラック・ショールズ・モデルに代表される理論式を用いて逆算したものをインプライド・ボラティリティ(I.V.)という。

以上